

Title	転換期の法学教育：体験的行政法教育論
Sub Title	Legal Education in the Changing Era
Author	藤原, 淳一郎(Fujiwara, Junichiro)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2006
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.79, No.1 (2006. 1) ,p.1- 60
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20060128-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20060128-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 転換期の法学教育

——体験的行政法教育論——

藤原淳一郎

- 一 はじめに
  - 二 法学教育の理念
  - 三 学部ゼミ教育
  - 四 学部「行政法」講義
  - 五 法科大学院演習
  - 六 新司法試験
  - 七 むすび
- 別添1 学部「行政法」授業での「週刊時事事例」課題  
別添2 法務研究科試験問題例

## 一 はじめに

二〇世紀終末の一九九八年頃から急激に、法学教育、法曹養成教育、司法制度改革の三論点が微妙にからみあ

った、いわゆる「ロー・スクール (Law School)」構想が、その理念論を含めて議論され始めた。<sup>(1)</sup> 当時私も論陣を張った。<sup>(2)</sup>ところが、討議の場所が政府の司法制度改革審議会に移されてからというもの、法学教育・法曹養成教育の理念論を積み残したまま、しかも制度設計に必須と考えられる具体的な法学教育のカリキュラムや教授方法に関する模索・検証の不足・欠落のまま、「専門職大学院」としての法科大学院の制度化にむかつて突進し、<sup>(3)</sup>あれよあれよという間に、二〇〇四年度、全国に七〇を超過する法科大学院の制度化にむかつて突進し、<sup>(4)</sup>法科大学院は、出身学部不問の三年教育を建て前に、法学士(既習者)と俗称)は二年卒業(編入扱い)が可能である。このため二〇〇六年三月に(二年教育)第一期卒業生が誕生し、同年五月に第二回(新)司法試験が実施される。現行司法試験は二〇一〇年まで(うち筆記試験は二〇〇九年まで)の命であり、二〇一一年以降は、法科大学院卒業生以外(法科大学院中退者を含む)は、現行司法試験に極めて類似する(新)予備試験を突破しない限り、司法試験の受験資格を与えられない。

二〇〇五年秋、一〇月の日本公法学会シンポジウム「公法学教育と大学」、一月の日本弁護士連合会・(財)日弁連法務研究財団主催シンポジウム「公法系実務と法曹養成」と、立て続けにひらかれ、法科大学院における法学教育論が再度活発化しつつある。両シンポジウムで、フロアからショート・コメントを述べる機会を得た。もともと司会者から与えられた発言時間は、いずれも二三分という極めて厳しいものである。このため、報告を聞きながらしたためた手元メモの全てについて言及できていないし、発言も十分に意を尽くしたものとはいえない。そこで本稿において、学部教育での長年の経験及び最近の実験例に基づく私見を披露して、今後の我が国における法学部・法科大学院教育の改革又は制度改正の議論の参考に供したいと考える次第である。

(1) 藤原淳一郎「いわゆるロー・スクール構想の虚像と実像」法学研究七二巻二一五三頁(一九九九年)。

- (2) 藤原淳一郎「私立大学人から見た法科大学院構想」月刊司法改革四号四六頁(二〇〇〇年)。
- (3) 藤原淳一郎「読者フォーラム・密度の濃い法科大学院構想を」月刊司法改革一〇号一六七頁(二〇〇〇年)。
- (4) 藤原淳一郎「法科大学院論議の七つの忘れ物」法学セミナー別冊・カウサ(Causa)三号一五八頁(二〇〇二年九月)。

## 二 法学教育の理念

本稿で改めて法学教育の「理念」を論じるのは、決して「教育現場」の現実を完全に無視した「理念」論を振りかざすためではない。そうではなくて、ともすれば「理念」を棚上げ又は喪失して、「その場しのぎ」に陥りやすい「教育現場」に警鐘を鳴らすためである。

これは何も法曹養成教育に限った話ではないが、法学教育は、「専門科目としての法学教育」に徹すれば足りるものではない。まず何よりも必要なことは、一人の「人間」として、円満な人格、真の知性と豊かな教養、庶民感覚に立った健全なバランス感覚と正義感、旺盛な知識欲を有する人材であること(人材に育てること)が目標でなければならぬ。次にそうした「土台」の上に立って、問題発見・問題解決の思考方法(いわゆるリーガル・マインド)を訓練することにある。法学専門教育は、与えられた課題に対応するために、法律学の全分野はいうに及ばず、隣接社会科学・自然科学等の他領域の知識も貪欲に吸収して立論することを目指さねばならない。この意味では、法学徒は、まず「ゼネラリスト」を目指さねばならない。そのうえで、与えられた課題解決のために、解釈論にとどまらず制度設計・制度改革(法政策・立法)論を巧みに操るという意味での「スペシャリスト」を目指さねばならない。<sup>(5)</sup>

とはいえ、学部四年間という限られた時間の中での教育によって、右の目標に到達するのは至難の技と叫びかねない。そこで実際問題としては、どの程度の「到達度 (performance)」を現実の目標として設定するのが重要になってくる。その際当然のことながら、研究者養成の法学研究科や法曹養成の法科大学院の院生に対しては、学部生を上回るより厳しい「到達度」を要求することになる。<sup>6)</sup> むろんこれは、一般的に定める最低限の基準 (minimum standard) としての「到達度」である。したがって、個別学生の現実の「到達度」には自ずから個人差があり、早い話、トップレベルの学部生は、法学研究科や法科大学院の標準的院生を優に凌駕することがあるのも、疑いない事実である。

「レジャーランド化した大学の学部において、右のような理念論は、現実離れた議論であって、絵にかいた餅だ」との批判が予想される。私自身、大学教育現場に三五年という経歴の持ち主だから、日々の授業においてしばしば「理念空回り」という厳しい現実を、十分に身に染みて体験してきている。何も「レジャーランド」と心得ている不心得な一部学生(?)の「首に縄をつけて」教室に引つ張ってくるという話ではない。そうではなくて、たまたま出席したときに、彼らに「知的」な意味で、授業が「何か面白そうだ」とか「やはり高校時代までとは一味違う」という印象を与えれば、それはそれなりに「種時き」役としての教育の一定の役割を果たしたことになるのではなからうか。

学部ゼミ及び学部行政法講義等は後述するとして、前掲註(1)論文執筆以降、私が久方振りに担当した法律学科一年生の「法学」を例にとろう。私の学生時代とは異なり、憲民刑・三科目の専門科目講義が平行して開始されているため、「法学」講義の意義が薄れてきつつある。「藤原流でやる」ことを条件に学習指導担当教員から法学授業を引受けたこともあって、「法学・リヴァイバル」の一方策として、二〇〇〇年度は、(入門知識に全然触れないわけではないが)録画どりのNHK「クローズアップ現代」「明日への話題」や新聞記事等をみせて学生に発言させ(発言者は平常点とし

て認定)、最後に論点をまとめるという方式を採用した。余りに他科学から隔離され、かつ細分化され過ぎた傾向の強い「法学専門教育」に、まだ毒されていない一年生のこの時期に、現実に生起する政治・経済・社会問題にさまざまな学問分野がからむこと(法律学内部でも横断的知識の動員が必要なこと)、問題解決に複数のオプション、価値観が存在すること等を実感させ、広い意味での社会科学への学生の関心を誘発させることを狙いとした。とはいえ、必修科目として学年六〇〇名中半数が受講生なので、学生間の討論にまではなかなか発展しなかったが、それでも教室には活気がみなぎっていたことは事実であろう。ちなみに学年末試験は、アメリカ大統領選挙フロリダ州開票をめぐるゴア陣営とブッシュ陣営の対立について、ロー・スクール教授の見解も織り交せてコメントしたThe Japan Times記事を添付し、学生の見解を問うものである。

次いで二〇〇三年度には、二〇〇〇年度と同様学生に発言させる方式としたが、今回は毎回掲示で予告の時事問題を素材にした。ちょうどイラク戦争の正当性が議論され始め、数週間はIBA(国際法曹協会)機関誌掲載論文等もまじえてイラク戦争の法的正当性等を議論し、その後は、裁判判決等を含む新聞報道をネタに幅広い話題を検討した。最終授業は、学生が話題提供という意味で、「冬休み中の時事問題一件につき三分間プレゼンテーション」とし、三〇名が報告した(発言は最前列優先ルールのため、席取り合戦として早慶戦さながら、大学付近のファミリーレストランで徹夜し、午前六時から教室入り口に陣取ったという涙ぐましい話も聞く)。余談ながら「三分間プレゼン」は、プレゼン能力啓発プログラムとして評価され始めたものようである。ちなみに学年末試験は、サダム・フセイン裁判に関して、学生の見解を問うものである。二〇〇三年度授業についての学生の授業評価は、高出席者ほど肯定的評価であった。

教育現場で年を経るごとに顕著なこととして、「暗記」主体のカリキュラム、入試はおろか(小学校以降)教室での試験も含めて定型化された「丸バツ試験」の弊害だと思われるが、「様々な見解や他人の個性をお互い尊重しつつ、自分の頭で物事を考える」という、本来は初等・中等教育で身に付けるべき事柄が、学生に欠落していることを痛感させられる。中高校時代の話として学生が語るところによると、「ホームルーム」の時間、教師の発

言が「絶対」であって、生徒はこれに異議をはさめないという、およそ私の世代では考えられないことすら起こっている。大政翼賛会時代ではあるまいに、実に嘆かわしい現実である（必ずしも内申書重視の風潮の副作用だけでもなさそうである）。学部はおろか法科大学院でも、トップレベルの学生は別として、「自分の頭で物事を考え判断する」思考回路が余りに啓発されていない学生が少なくない。彼らにいかにも「カルチャーショック」を与え、マルティン・ルターの「キリスト者の自由」ではないが、通説・判例の「囚われの身」から、責任ある「自由人」へと「開放」するか（「出エジプト」）が、担当者の腕の見せ所ということになろう。

さらに最近の学生は、調べものを圧倒的にインターネットのウェブサイト（又は文献検索CD）に依存し、私の世代のように、文献検索誌等には見向きもしない（コロンビア大学在外研究中、歴史研究没頭の私<sup>8</sup>などは事なり、一九九二年度当時のロー・スクールの学生達に、既にそのような傾向を感じ取っていた）。こともあろうに慶應義塾大学図書館では、一時代以前の洋雑誌は保存書庫への「島流し」となり、昔の洋雑誌「散策」による掘り出し物発掘という楽しみが奪われてしまった。こうしたことも手伝って、「電子情報」から漏れた一時代以前の内外の文献は（ジュリストのようにCD-ROM化されていない限り）、徐々に葬りさられようとしており、「人類の英知の断絶」の危機にあるといっても決して過言ではない。「哲学なき人生は空虚である」とまでは言わなくとも、学生に電子情報から漏れた（芸術を含む全学問分野の）「古典」にまで目配りさせ、雪崩現象としての「歴史の断絶」を回避させることが、今日の大学人の重要な使命の一つであろう。

(5) 藤原・前掲註(1)・六六―七七頁で述べたことからは、ここで述べた趣旨として理解して戴ければ幸いである。

(6) 研究者志望者は、歴史的分析（時間軸）、比較法的分析（地理軸）、他の諸科学とのインターフェイスという「縦横斜め」からの総合的分析の基礎訓練が望まれる。目標は「歴史・政策・理論を三位一体で自ら研究すること」にあ

る。藤原・同右・六八、九七頁、同「運輸事業における規制緩和」ジュリスト一〇八二号五九頁以下参照。

(7) 二〇〇三(平成一五)年度の「法学」授業評価への藤原コメントは左記の通りである。

〔授業の特徴〕

担当者の学生時代、一年次に法律専門科目が設置されず、独学で憲法・民法(我妻)の体系書にとりこんでいた。一年次に「憲法I」「民法I」「刑法I」が開設される現行学則のもと、必修科目としての「法学」に何が求められているのだろうか？

市販の『法学概論』や『法律学辞典』にはない『生きた法学』をめざし、平成二二年度「法学」担当のときと同様に、「法律科目の区分にとらわれず、春学期冒頭のイラク戦争にはじまる今起こっている現象にどう取組むかを、『双方向』により学生諸君と模索すること」を教育目標として設定した。高校・塾時代の受け身とは異なる参加型授業(ちょうどゼミないしロー・スクール理念先取り)である。原則として課題を掲示で事前予告し、発言者に平常点3点を認定する方式である。最終授業は「冬休み中の時事問題一件」三分間のプレゼンテーション(合計三〇名)で締めくくった。留学生を含め発言合計点が高い者は、概して筆記試験答案の素点も高かった。

〔感想欄記載の「発言点」に関する学生意見について〕

①三〇〇名規模の本授業で双方向は無理との指摘があるが、一概に受講生の規模であきらめるべき問題ではないと考える。

②発言の内容・質を問わず一律3点認定はおかしいとの指摘があるが、たとえば幼稚でも、とにかく授業に積極的に参加する姿勢を育てることに主眼をおいた。

③指名が恣意的に流れぬよう前列優先としたが、逆に席をとれなかったとの批判もある。授業の最後に追加発言を求めようとしたし、毎時間前列が満席だったわけでもない。最終授業の教室一番乗りは午前六時台という熱意は貴い。

〔集計結果について〕

(ア&イ) 本授業の方式の賛否両論は覚悟していたが、概ね四割のA B評価を得たことに満足している。

(ウ) 論点整理を行いつつ授業を進めたつもりではあるが、一方的講義の形式に慣れた学生諸君にとって「決して

担当者の私見を押しつけない。課題は皆で考えるもの」という本授業に面食らったのかも知れない。講義的要素を加味する等、工夫の余地がある。

(エ) 出席率が高い集団ほど肯定的評価(全出席者は五割がA B評価)だが、全体ではA B評価は三割強にとどまる。担当者の立場からも、履修のクラス指定は悲劇である。

(8) 文献収集の苦労話は、藤原淳一郎「自著再訪『十九世紀米国電気事業規制の展開』」三色旗六二五号一二、一五頁(二〇〇〇年)参照。その折のアウトプットは「一九二〇年代米国電気事業(一)(二)(三・完)」法学研究六六卷一〇号、一一号(一九九三年)、六七卷一号(一九九四年)に連載。

### 三 学部ゼミ教育

#### (1) 事例演習

私が学部ゼミ(学則上の名称は「研究会」)を担当し始めたのは、ケルン大学から帰国後の一九七七年度のことである。<sup>(9)</sup>当初の三学年度は、今は絶版となった(現物が自宅書庫で紛れ込んで確認できない)田中二郎・雄川一郎『行政法演習』全二冊(有斐閣)と『六法全書』(いわゆる有斐閣『大六法』)とを教材に指定したうえで、毎時間、前者の各問題の末尾にある解答手引きなき「類題(発展問題)」をゼミ演習課題に選んだ。

行政法の初學者のゼミ生にとって、「行政法総論」(金子芳雄先生担当)の受講と平行して行政作用法各論の応用問題課題を解くというのは、今から考えると随分無茶な話で、「過大な課題」であったと思う。それでも当時のゼミ生諸君は、サブゼミでの田中二郎『新版行政法』(弘文堂)勉強会とともに、よくぞ事例演習のゼミに耐えたと思う。卒業後のゼミOB会で、販売担当からシンクタンク出向で経済分析をやらされたことのある卒業生が当時を振り返り「ゼミでのトレーニングによって、社会に出てから、法典へのアレルギー反応はないし、どん

な課題が与えられても、物事を調べるのが苦痛ではなかった」との報告を受けたこともあり、「種蒔き」の収穫があったと嬉しくなる。

右の「高速道路運転」は、ゼミ生の着実な学力アップという観点からは問題がなくはないと感じ始めたため、一九八一年度あたりから、演習問題の教材を、原田尚彦『行政法要論』（学陽書房）各節毎の研究課題（事例問題）に変更した（『六法全書』は従前通り）。むしろ事例問題の宿命として、研究課題（事例問題）の論点が、常に当該節の説明部分にのみ対応するものではなく、より後半の節も含めた多様な論点を包含するものであることも、決して稀ではない。ただ初学者たるゼミ生にとっては、教科書と演習問題とがセットになったことによつて、田中・雄川『行政法演習』時代よりも格段予習し易くなったことは想像に難くはない。

教材原田『要論』研究課題（事例問題）の利用方法としては、必ずしも全問を扱うのではなく、春学期で全単元一巡、秋学期で全単元一巡ということでシラバスを組み立てている。さらに秋学期後半には、新作問題（大学院入試過去問、後述の学部講義での時事事例課題深掘り等）をも課題に織込んでいる。

教材変更でゼミ生が、幾分なりとも答えやすくなった分だけ、こちらとしてはソクラテック・メソッドによつて、じりじりゼミ生を追い込み鍛えるということが、よりやり易くなったように思われる。改訂されない限り、例年同一研究課題（事例問題）を扱うわけだが、前年度から学説・判例・実務の展開が一切ない場合においてすら、授業中に新たな論点に気付く（又は気付かされる）ことも珍しくない。このように、事例問題には唯一正し  
(10)  
い正解はなく、また、論点発掘（類題への展開）の可能性を秘めており、「事例問題の奥は深い」と実感している。ゼミの第一週は、かつては学習上の注意・文献検索の手引き等のガイダンスに終始した。わがゼミは「通説  
(11)  
であれ、大家であれ、藤原であれ」学説、（最高裁であれ下級審であれ）判例、行政実務等に一切の権威を認めない」ということが、学習の基本である。そして与えられた事例問題への「解答は、各人の世界観による決断の賜物で

ある。自己の結論を正当化するための道具として、法令、学説、判例、行政実務を駆使すること。ただしドン・キホーテにならないように、自説への反対説等にも耳を傾け、かつ法令、学説、判例、行政実務を十分に咀嚼のうえ議論を展開すること」というのが教育方針である。ところが第二週の第一問、つまりは最初の演習問題を検討し終わった瞬間、「先生、正解はどれですか?」との質問が寄せられたことが過去に二年度ほどある。第一週のガイダンスで右記教育方針を聞いた筈だが、「正解は一つ」という教育に染まってきたためか、なかなか実感として受け止められなかったたのであろう。その場で四年生にたしなめられ、次週からはそのような愚問は耳になくなった。一九九二年以降は、後述する春合宿によって、このような質問は、未然に防止されている。また、最近の第一週は、ガイダンスのほか、さっそくに月刊法学教室付録『判例セレクト』収録の判例をもとにした事例問題の筆記試験を実施している。

近時の憂うべきこととして、与えられた事例に使えそうな判例や学説を見みつけると、それを鵜呑みにしてしまい、判例・学説の当否を一切検証しないで「思考停止」してしまうという学生が、徐々にではあるが確実に増加傾向にあるという厳しい「現実」がある。既述の初等・中高教育の弊害に加えて、公務員試験や司法試験対策の予備校教育からもたらされる「ウィルス」に一部ゼミ生が感染してしまい、「安直教育」の悪弊が、学部三、四年生のゼミの教室にまで押し寄せてきた証左でもある。これと違って適当な予防注射も治療薬もない。しかし学生は、私に言わずとある意味「被害者」であり「患者」である。授業中、たまたま「思考停止」しかけた学生を発見すれば、ゼミの指導理念に沿った「正常な思考回路」に修復するための治療行為が必要になってくる。「そこそがゼミの役割」といつてしまえばそれまでだが、今まで以上に粘り強く学生をソクラテック・メソッドで啓発し続ける、という産婆役に徹することである。<sup>11)</sup>

(2) 「自分の頭で考えること」

何故私が、「学説・判例の鵜呑み・受け売り・奴隷から脱却して、自分の頭で考え行動すること」を、強く学生、ことにゼミ生に期待するのだろうか？

誰の言であったか記憶が定かではない（西沢潤一教授だった気もする）が、学問は「修・破・理」と弁証法的に発展すべきものであるという。これは自然科学のみならず、社会科学・人文科学・芸術においても同様ではなからうか。学問・教育の場において、右の第一段階の「修」として、従前の知的蓄積である学説・判例の正しい理解が必要なのは、論をまたない<sup>(12)</sup>。しかし、学説・判例に絶対服従で何の疑問も持たない奴隷やロボットのような受験勉強的学習に甘んじるのであれば、それは決して「修」ではなく「守」でしかないだろう。ましてや「理」には到底、到達し得ないのである。仮に大学教育が「守」に甘んじるとすれば、それは集団自殺行為以外の何者でもない。

過去に例をみないほど目まぐるしく政治・経済・社会が変動し、それとともに実定法も行政法規だけではなく民事法を含めて猛スピードで数々の大改廃が相次いでいる。現時点の学説・判例から、未来に生起する未知の問題への手掛かり・回答が、いかほど導かれるというのであろうか？ かつて指摘したように、このような変化の激しい時代にあつて、学説・判例は三年もすれば淘汰されるといっても過言ではなからう<sup>(13)</sup>。したがって、大学卒業後、無数の新しい問題・課題に遭遇しつつ、新しい時代を切り拓いていかなければならない前途ある学生諸君に、移ろいゆく現時点の学説・判例を学生に伝授すれば足りるものではない。

それでは後輩の学生諸君に一体何をメッセージとして伝えれば良いのか？ それに対する一つの解が、「自分の頭で考えること」なのである。

加えて、民事法においては、通常は「どちらを勝たせるか」という、もっぱら紛争当事者の利害対立しか眼中にないといつて良いだろう。もともと社会の複雑化に伴い、民事法においても、取引の安定性、投資家保護、消

費者保護といった、より幅広い法益を考慮しなければならない場面が次第に広がってきた。典型的には近時の環境事件への民事法的取組みがある。刑事法も、私が学生時代の応報刑か教育刑かの対立が止揚されたどうかはともかく、職業刑事裁判官のみによる判決への国民不信からくる参審制の導入、被告人にだけに焦点を当てがちな刑事手続に対する犯罪被害者の保護の視点等、検察官対被告人という二極構造が、部分修正されつつある。ましてや憲法・法律・条例等による保護法益を背負った「行政法」の世界では、紛争当事者として直接には登場しない第三者や、声なき声である「公益」をも視野に入れた判断を、ごく日常的に要求されるのである。これらのことから、「法律学」が扱う「素材」は、決してチャンバラ時代劇・西部劇の決闘や「リトマス試験紙」のように、単純明快に「白か黒か」「違憲か合憲か」「違法か適法か」決着を付けることができる性格のものではない、ということが判明するだろう。法律学はこの意味で、モデル理論で全てを割り切る他の社会科学のような血気盛んな「青年の学問」ではなくて、様々な背景事実を冷静沈着に分析し、しかもバランス感覚に乗取った利益衡量を行うということが、ひと年取った「大人の学問」なのである。それだからこそ、次世代を担う学生に対して、学説・判例の受け売りではなく、広い視野で、自分の頭で考えることが求められるのである。

卒業生の活躍の場は、たとえ「蛸壺的」に我が国にとどまるつもりであったとしても（外資に乗っ取られることも含め）、外交交渉、国際取引、M & A に限らず外資系企業との関わり等に引きずり込まれる確率の高い時代である。こうした交渉場面において、明確でかつ説得力のある主張をすることができなければ、たちまち「負け戦」になる事は必至である。外国語能力はあるに越したことはないが、必要に応じて通訳を介しても交渉可能な筈だから、断じて外国語能力の有無にのみ左右される問題ではない。第一、母国語でろくに議論出来ないという人間が、母国語以外の外国語でなら議論出来るということは、（乳幼児期に特殊な語学環境に置かれた者はいざ知らず）まず考えられないだろう。上司、所属企業の考えのオーム返しではなく、それらを自分の頭で十分に咀嚼し

たうえて、臨機応変の対応をするという能力を養成する意味でも、我がゼミの指導理念に基づく事例演習は、有益なのである。

(3) ゼミ卒業論文

ゼミ四年生は、三年生との合同授業での事例演習(四・五時限目二コマ連続)のほか、卒業論文作成が年間課題として与えられている。春学期に各自論文の構想を練り、本格的には秋学期の中間報告(三年生との合同授業で通例五時限目)に向けて準備し、翌年一月下旬締切りで完成させる手順である。

藤原ゼミは、卒論のテーマを杓子定規に「行政法」に限定してはいない。ゼミ開設当初から、「卒論のテーマは、(分野不問の)法律学、政治学、行政学、法哲学、法社会学等に及ぶものでもよい」と極めて寛大である。もともと法律関係の最低一方当事者が行政でありさえすれば、我が「行政法学」の研究対象になるし、場合によっては国民保護責任等の理屈によって、私人間の法律関係に行政が引きずり込まれることすらある。となると、「卒論テーマは行政法から」と言ってみたところで、何等対象を限定したことにはならないだろう。さらには、学部卒業時に神学校行きを牧師から勧められたくらいだから、哲学・(社会倫理を含む)神学にも興味がある。また大学院進学時に「天下国家を論じる」ため、学部時代民事訴訟法ゼミだったのを行政法に科目変更したくらいだから、政治学や行政学にも興味がある。加えて一九七七年の「エネルギー法」研究旗揚げ以降は、エネルギー資源をめぐる国際政治、国際経済も、エネルギー政策をめぐる国内政治・行政も研究の守備範囲に入り込む。後年、審議会、研究会等で規制政策、制度設計、(省令を含む)立法に関わるようになった。こうした事情もあって、卒論のテーマを狭く設定しなかったのは、いまからみても賢明な選択であったと思う。

とはいえ、ゼミ生の卒論の実際のテーマは、稀に「日本人と法」「日本人の生死観と法」といった法社会学、文化人類学的課題も登場するが、おおむね「行政法」の範囲に収まっている。それも自由裁量論、行政指導論と

いった総論的テーマから、近時は行政作用法各論がテーマに選択されることが多くなってきた。

通信教育部の卒論指導（慶應義塾大学通信教育は、卒論指導合格が卒業要件）の場で多くの国家・地方公務員が、自己の仕事上の課題を卒論テーマに設定した例が多く、そうした各論的テーマ指導のノウハウが、蓄積され生かされていくともいえる。

近年のゼミ生卒論に司法制度改革等に関連し、参審制や犯罪被害者救済等、裁判法ないし刑事法のテーマすら登場し始めた。私自身、弁護士登録後の新人研修で国選弁護を経験し、また二〇〇五年一月二十九日の日弁連主催刑事訴訟法改正研修では、参審制模擬裁判において最終弁論役に飛入り参加し即興劇を演じた経験があり、こうしたテーマは私にとっては、「想定範囲内」ということになる。

#### (4) ゼミ合宿・読書会・見学会

ゼミ合宿は、(ゼミ二期生が四年生の)一九七九年夏休みに始まる。同年は授業で持ち越しの事例研究を深掘りしたが、翌八〇年以降は、読書会形式にしている。その趣旨とするところは、普段の演習授業ではなかなか扱えないような法律以外の分野の問題にもゼミ生に好奇心をもってもらい、多角的に物事を分析する能力を身に付けて欲しいためである。

読書会の教材は、普段の法律事例問題から離れて、経済学、政治学、日本論、アジア文化論、女性の地位論等、幅広い分野の新刊本を選んでいく。初期の頃は、フリードマン『選択の自由』、サロー『ゼロ・サム社会』、ジョンソン『通産省と日本の奇跡』等の翻訳本であったが、(ゼミ一〇期生が三年生の)一九八七年夏以降は、翻訳のない英文新刊書に切替えている。<sup>(14)</sup> 最近の例として、「九・一一」事件に触発され米国の対外政策を客観的に分析した Nye, The Paradox of American Power (刊行年の二〇〇二年合宿)<sup>(15)</sup>、いわゆる「自爆テロ」を「自爆使命

(Suicide Mission)」という上位概念の一つと位置付けて、それらを歴史的、宗教的、心理学的、社会的に分析した Gambetta, Making Sense of Suicide Mission (刊行年の二〇〇五年合宿)、米国におけるベビー・ブーム世代の一齐退職問題を分析した Laurence / Burns, The Coming Generation Storm: What you need to know about America's Economic Future (刊行年の二〇〇四年合宿)<sup>(9)</sup> 等があり、これら書名からも、読書会の趣旨がうかがえるであろう。

ところで一九九二年度から春合宿を始めた。一九八五年度研究休暇(サバティカル)時は三年生の新規ゼミ生の募集をせず、世代的に一学年度すっぽり抜けた形となった。九二年度は、米国出発前の九二年度春学期集中、帰国後の九三年度秋学期集中、その間、ゼミ卒業生の協力のもとでの自主ゼミということで、ゼミ生が学年連続性を保つことに成功した。九二年度の春学期集中授業に先駆け、事例問題の基礎訓練ということで始めたのが、春合宿である。春合宿では、前年実施の司法試験二次論文式問題(事例問題に限定)について、新三年生が憲法・民法、新三年生が(当時選択科目の)行政法を素材とした。第一に、司法試験受験の有無にかかわらず司法試験の問題に触れて欲しいということがある。第二に、新三年生は、司法修習生が執筆した受験雑誌や予備校作成の問題解説を読んだうえで合宿にのぞむだろう。しかし、「司法試験合格の低空飛行的解答と、当ゼミが要求する事例問題分析とは、質的に異なる」ということを実感してもらおうことが、あえて合宿で取り上げる狙いなのである。「新三年生が『雑誌・予備校解説の域を出なかつた』と思えば、こちらの負け。『さすが大学のゼミは、雑誌・予備校解説とは別物で、奥は深い』と思えば、こちらの勝ち」という真剣勝負をしているが、目下ゼミ口敗のようである。

春・夏の合宿(まれに合宿以外)時に、関係企業のご協力のもと、電力施設(水力・火力・風力・原発等の発電所、中央給電指令所、送変配電施設)、ガス施設(LNG基地、コージェネレーション)、熱供給施設等のエネルギー施設

及び関連科学館・展示館の見学会、電気通信展示館の見学会等を催している。「現場主義」に立ってエネルギー・環境問題等に関心を持って欲しいという、ささやかな願いからである。意図したわけではないが、見学会が契機となって関心を抱き、関連企業を含めたこれら業界に就職したゼミ卒業生も、数名に及ぶ。

(5) 小括

藤原ゼミは、一期生が四名(通算最少人数)でスタートし、多い年度でも一五名程度なので、文字通りの「少人数教育」と自認している。ゼミ募集パンフレットには、例年「『一生付き合うゼミ』として選んで欲しい」と述べている。すなわち、事例研究中心の授業、(必修科目の「カラオケ」付き)合宿等の在学中のゼミ活動にとどまらず、年一回「ゼミOB会」を開催したり、卒業生が合宿や、ときには授業に飛び入り参加もある。このことだけでは、他のゼミとそれほど差はないかも知れない。私が「一生付き合うゼミ」とここでのいうのは、卒業ゼミ生追出しコンパで、これまで幾度となく伝えた次のメッセージなのである。

教師たるもの、ゼミ卒業生の順調な出世や成功を願わないわけではない。私もその例外ではない。ただここで、強調していきたいのは、卒業後の諸君から、「人を蹴落した成功談」を私は聞きたくはない。むしろ、諸君が傷ついたとき、困った時に、「相談」といつても「愚痴話」を聞くだけしか能がないかもしれないが、尋ねてくれれば、時間の許す限り、おつきあいする用意がある。

私は、「人間」の触れ合いを大切に「ゼミ」こそが、「教育の原点・原単位」であり、そうした「ゼミの集合体」こそが、真に「塾」と呼ぶに値するものではないか、と考えているのである。

(9) 最近の法学部では、専任講師に昇任又は新任の初年度から専門科目やゼミを担当しているが、(私に限らず)当時はなかなか担当が許されなかった。ちなみに私が専任講師昇任の一九七四年度は「法学」複数コマと、二年生の「法学演習」担当にとどまった。

(10) 藤原・前掲註(1)・八六頁参照。ゼミは、三・四年生合同二コマ授業の為、四年生の中には前年度のノートを持ち込み、「先生の昨年の説明と今年の説明は違います」と指摘されたこともある。「昨年は昨年、今年は今年。正解は唯一ではないし、全くの白地で改めて物を考えなければ、人間進歩はない」と諭している。

(11) ロー・スクール構想以来「ソクラテック・メソッド」がもてはやされているが、藤原・前掲註(1)・八五―八六頁で述べたように、考え方の手解きの意味しかない。高校時代に英文で読んだ『ソクラテスの弁明』(同右・一〇四頁註四四)の記憶では、ソクラテスは神殿で「汝自身を知れ」との神託を受けてから、若者に「汝自身を知れ」と無知の自覚を促すために辻説法を試みたのが「ソクラテック・メソッド」の原型である。彼自身は「産婆役」を自認していた。

(12) 後述のゼミ合宿での司法試験過去問勉強会における「民法」の事例問題は、私にとって最新の判例・学説の網羅は無理にしても、問題文を読んだだけで(条文を見なくても)一本筋の通った「解」が直観的に浮かぶというのは、学生時代の我妻栄『民法講義』等の体系書学習の賜物である。

(13) 藤原・前掲註(1)・六八頁。

(14) 夏合宿の読書会教材の例は、藤原淳一郎編著『アジア・インフラストラクチャー…二一世紀への展望』(慶應義塾大学地域研究センター叢書)二二六頁註四(慶應義塾大学出版会、一九九九年)、藤原淳一郎「行政法学徒から見た日本型民主主義の現状と課題」法学研究七七卷一二号二九七、三三三頁註6(二〇〇四年)参照。

(15) 藤原・前掲註(14)(法研)・三二二頁註3参照。

(16) 藤原・同右・三二六頁註34参照。本書を読むと、米国のベビー・ブームは我が国とは若干時期がずれていること、少子化(出生率の低下)は、実は我が国の方がより深刻であるということが分る。

#### 四 学部「行政法」講義

学部「行政法」授業担当は、記録によれば、ゼミ担当開始翌年の一九七八年に始まる。<sup>(17)</sup>当初から、後輩である

学生諸君に「一定の学問水準を伝える」こと、これを最優先に考えてきた。法律学の中でも、とっつきにくい難しい学問ではあるが、できるだけ理解しやすいように、裁判判決や身近な事例を織り混ぜる工夫もこらした。しかし今思えば、「一定の学問水準」にストレスをかけたため、ことに「若葉マーク」時代は、こと志に反し、学生にとって難解な授業になっていた可能性もある。年を経るにしたがって、「年の功」ということ以外に、各種審議会や審査会、ことに川崎市情報公開審査会・同個人情報保護審査会委員時代の不服申立人（一般人）との対話の経験から、「極力専門用語を使わないで平易に話しかける」ように心掛けている。現時点では、全国レベルで見ても、理解しやすい「行政法」授業に分類されるのではないかと、自認している。

「行政法Ⅰ」（総論）授業の教材は、田中二郎『新版行政法上』（弘文堂）で始め、その後長期にわたり原田尚彦『行政法要論』（学陽書房）を用いた。数年、塩野宏『行政法Ⅰ』（有斐閣）にしてみたが、平均的學生には難しすぎるように思えるため、再度原田尚彦『行政法要論』（学陽書房）に戻してから、最近は、問題意識が高く評価できる大橋洋一『行政法』（有斐閣）を用いている。

講義準備は（仮に前年度と同一科目、同一教科書であったとしても）、何年経っても概ね丸一日以上要している。間口が広く、かつ学説、判例、立法、行政現象いずれも動きの激しい分野である「行政法」の宿命であろう。ある時期、講義ノートをワープロ打ちし、これを授業前と授業後に改訂する作業にした。最近、講義ノートをOHPシート化し、授業前に改訂して授業本番で学生に示し、授業後、気付いた点を改訂する作業にしている。

いわゆるロー・スクール構想を契機に、従来の自分の授業を再考した。「ゼミ」は履修者が少人数で事例研究に適し、「講義」は履修者が多数のため、極力事例を織り混ぜはするが「一方的」授業というふうには、両者を範疇的に分け両者を峻別していることに気付いた。本稿「Ⅰ」で確認した法学教育の理念の点では、ゼミと講義とに差があるものではなく、単にアプローチの差にとどまるはずである。また、体系的理解を伝えるという意味

での「講義方式の良さ」も決して軽んじるべきではない。二〇〇〇年四月に私なりに到達した結論は、「講義のゼミ化」をはかることである。ここで「講義のゼミ化」というのは、当初の二〇〇〇年から三年間は、講義内容そのものに講義時点での時事的事例を織り混ぜて説明する（ある意味、これは従前通り）ほか、受講者に積極的に発言を求める「双方向」授業により「無声映画」から「トーキー映画」への大変革を試みることなのである。

新学期開講時に、講義方針、成績評価法等を記載した「履修の手引き」（シラバス）を学生に配付している。以下は、フロッピーに保存されていた二〇〇二年改訂版の概要（一部）である。

〔参考教材〕 大橋洋一 『行政法』（有斐閣、二〇〇一年）

〔本講義のねらい〕 具体的な行政現象に照準を合わせて、行政法学の伝統的枠組み（藤原淳一郎「助成行政手段」『公法研究』四九号一八三頁参照）がどの程度有効かを検証しつつ、あるべき「国民のための行政法」学の再構築を模索することが、本講義の究極目標ではある（いわゆる『修・破・理』）。しかし講義担当者の一方的講義は、教育理念（藤原・「前掲註（一）」・七五頁）とのギャップを拡大する。そこで具体的な講義の進め方としては、「二〇〇二年度の行政現象」にリアルタイムに反応するために、①判例・学説だけではなく出来るだけ新聞報道、TV番組等から具体的行政現象、行政事例を素材に選ぶという点では、従前の講義方式とさほどかわりはないかも知れないが、②（本年度で三年目に入る）受講の学生諸君の発言を促しつつ「講義のゼミ化」をはかる点において、他に類を見ないものと自負している。本方式によるときには、いわゆるレクチャー部分に割く時間が圧迫されるのが難点だが、それを補っても余りある授業を心掛けている。（中略）。司法試験の受験科目から行政法が外されたとはいいながら、（例年ゼミ春合宿で前年夏に実施の憲法・民法論文式問題勉強会で実感しているが）目先の「憲法」論文式試験問題の過去問分析から、設例が行政法レベルにまで降りてきていること、さらに、将来実務家として活動する場面で、民・刑事いずれの事案においても行政「法」がからむことは少なくない点からしても、行政法の学習の重要性が理解されよう。ちなみに法科大学院終了後の新司法試験では、行政法が必修科目に予定されている。

本講義の教材として、過去に塩野宏『行政法Ⅰ』（有斐閣）、原田尚彦『行政法要論』（学陽書房）を用いてきたが、

……変化の激しい現代行政への対応として……大橋君のものが、問題意識もまともであり、新しい感覚が随所にみられるというところで、推賞に値すると判断した。本講義担当者は、大橋君のものを含めて、決して在来の教科書や学説に満足しておらず、本講義は「国民のための行政法」を目標としている。民間企業就職者や市民にとつての真の「行政統制の法」としての行政法を目指しているといった方が分かりやすいだろう。(中略) 慶應義塾の「独立自尊」行政法学は、言葉の正しい意味における「国民のための行政法」を目指すものでなければならない(後略)。

「担当者の教育理念」 (略)

「行政法学の課題」 冒頭の「国民のための行政法」とは、「行政の法的統制」としての行政法が、真に「主権者の顔」の方を向いていることである。近時の一連の「行政改革」における法学の役割は極めて小さく、主たる誘因は政治・行政のスキャンダルであったり、日米構造協議に象徴される「外圧」にあったことを素直に承認しなければならぬ。(中略)。このような時代にあつて、これは何も行政法学に特有の現象ではなく、大なり小なり実定法学共通の現象であるが、わが行政法学は旧態依然とした欧米文献の翻訳か空理空論に走り、その結果目前の個別事例を解決するには殆ど無力で何の知恵も提供しないでおわるという嘆かわしい事態である。そればかりか、こともあろうに行政に極めて都合の良い……に迎合する論説があつたと断たない(中略)。次世代を担うべき中堅・若手の行政法学者が、一体真面目に自分の頭で物事を考えているのかどうか疑いたくなる(前掲・一〇五頁註50参照)。

「法律学」そのものの守備範囲の問題や、現実の行政現象改革への影響力・実効性が限られているのはやむを得ないとしても、法解釈の場面では「誰が言った」……ではなく、「何を言った」か(内容)で各人判断し毅然たる態度をとるべきである。さもないと「立法論」や「法政策学」どころか、「社会科学者の集団自殺行為」になりにかねない(前掲・六九頁)。

右のように閉塞感に襲われる反面、「行政の統制」にとつて明るい材料もある。それは行政をとりまく状況が少しずつ変化しつつあることである(中略)。右のような小ささか騒々しい今日の状況下にあつて、本講義が単に教材の活字に縛られていたのでは元も子もなくなる。本講義では、基礎知識の共有作業もさることながら、積極的に最近の課題を

素材にした上で、行政の法的統制に向けての問題意識を受講者につづけていきたいと願っている（後略）。

〔成績評価〕 学期末筆記試験は、事例問題である。一昨年度から「新傾向」として、添付した新聞記事等を基にして、新たな規制の是非、新規立法の是非、具体的な行政の対応の是非等を論じてもらっている。<sup>(18)</sup>判例参照なき「六法」のみ持込み可である（線引き以外の文字など書込み不可）（中略）。

おそらく本邦唯一と自認しているが、試験終了後（答案枚数点検後）教室において出題の意図、出題者が考える論点等の問題解説（出来れば論点ごとの配点公表）を行っている。論点ごとの配点基準に沿って評価し、重要なミスは減点する（致命的ミスは零点となりかねない）。慎重にかつ丁寧に採点し「素点」を算定する。

平常点として、①講義中に担当者の求めに応じ挙手し指名されて発言した者、②学年末の課題レポートを提出した者に対して、「素点」に加点する<sup>(19)</sup>（但し素点零点の者はこの限りにあらず）。平常点のうち①の比重は極めて高いので、積極的な授業「参加」を期待したい（中略）。

採点異議制度・教務への採点報告の個別の結果には自信をもっているが、人間の作業だから誤記等が皆無とは言えないと考え、これまた塾法学部唯一と自認しているが、右の問題解説を聴いた者に限り、書面で教務提出の最終評価への異議を受付けた上で結果を個別回答している（異議申立期間は後日指定する）。（略）

〔参考文献〕<sup>(20)</sup> （略）

〔講義順序〕

開講の辞↓行政法とは・行政法学とは何か。行政過程における私人

行政統制の法理 1 法治行政の原理

行政統制の法理 2 情報公開、会議公開、個人情報保護制度

行政統制の法理 3 裁量統制論

行政統制の法理 4 手続統制論

行政統制の法理 5 平等原則、比例原則、信義則＋取消撤回の限界論

行政統制の法理 6 瑕疵論

行政の行為形式 1 行政行為論

行政の行為形式 2 非権力行政手段 (行政指導、行政契約、行政計画)

行政の行為形式 3 行政の強制装置 (行政強制、行政調査)

「行政法とは」 田中二郎郎・「行政「権」の組織・作用・救済 (統制) に関する国内公法」。右の定義からも明らかのように、行政法学は、組織法、作用法 (総論・各論)、統制・救済法と多岐にわたる。本講義「行政法 I」はこれらのうち作用法総論 (通則) 的な部分を、「行政法 II」は救済法を扱う。

ただ①民事法においても民事実体法と民事手続法 (訴訟法) とが不可分一体の考察を要するように、行政作用法総論の学習には必然的に行政手続法 (事前手続プラス救済法) もからむため、必要最小限救済法にも言及せざるを得ない。

②他の法律学では、とくに民事法 (ことに民法、民事訴訟法) の理解が必要である (前掲・八四頁参照) ことに留意願いたい。

講義内容にどのようなようにして「同時進行」の行政現象を取り込むかは、おそらくは行政法の授業担当者なら誰しも試みている事柄であろう。二〇〇〇年から二〇〇二年の春頃の講義録から、ごく一部を紹介しておこう (年代順に抄録)。

Q1..西鉄バス・ハイジャック事件 (二〇〇〇年連休中) 少年の入退院、路線バス認可、高速自動車国道の建設・管理・料金徴収、車輛通行・侵入禁止 (ランプ閉鎖) 及びパーキング・エリア車輛侵入禁止措置などの根拠法令。

Q2..クレジット・カード、地域振興券配送業務の郵政独占問題⇨ヤマト運輸から公正取引委員会へのクレーム (二〇〇〇年四月一九日付日本経済新聞五面)。争訟方法は?

Q3..薬事法一部改正による「新薬半年間副作用情報収集義務」の創設構想 (二〇〇〇年五月二二日付日本経済新聞三八面)

「関連」 副作用情報 IP 公開 (同年六月一日付日経五面)、「IT 革命が迫る制度改革..事業規制・上」、同月五日付同

紙三面)。

Q 4…インターネット(サイト) 利用取引と無資格者による古物営業法、宅地建物取引業法等との抵触問題(二〇〇〇年六月一日付日本経済新聞五面)

Q 5…狂牛病・口蹄疫感染の可能性のある食肉等の輸入制限(二〇〇一年四月二三日付アエラ八三頁「狂牛病の消えない不安」)

Q 6…生しいたけ輸入禁止(二〇〇一年四月一〇付日本経済新聞夕刊一面)

Q 7…外国人入国の査証…二〇〇一年四月現在の話題として李・元台湾総督の治療来日問題

Q 8…郵便自由化問題(二〇〇二年五月一日付日本経済新聞三面、七日付同紙夕刊三面)

Q 9…防衛庁による情報公開請求者個人情報収集・管理問題(二〇〇二年五月二八日付日本経済新聞夕刊一九面、二九日付同紙三九面)

Q 10…個人情報保護法案に対するマスコミの批判は正当か?

Q 11…無許可食品添加物に関する最近の事例(ミスター・ドーナツ事件。複数メーカーによるチョコレート、カレー等の添加物事件)

Q 12…「最近の判例」 国立マンション事件…東京高判平成一四年六月七日(二〇〇二年六月七日付日本経済新聞夕刊一九面)

授業中に右のような時事事例を混ぜると、次第に学生は幾つかの新聞記事に山をはって、切り抜きを持参し始めた。むしろアドリブ解答も貴重ではあり、多に訓練すべきではあるが、ゼミと同様に課題を予告して事前に調べさせるのも一案ではないか、と考えるに至った。そこで二〇〇三年以降、九〇分間授業のうち、第一部として前半の一〇乃至一五分間を「週刊時事事例(研究)」と称し掲示で予告した課題についての双方向授業に切替えた。残る後半第二部は、講義効率化のためにOHPシートを用いながらの講義であり、ここでも臨機応変、学

生の発言を促している。

常々『行政法Ⅰ』は四単位では苦しい<sup>(23)</sup>といいつつ、講義時間を削ってまで時事事例にこだわるのは、何故だろうか？ 若干繰り返し返しになるが、有効期限(賞味期間)に限りのある学説・判例だけが素材では、授業に発展性はないと考えている。二〇〇三年、二〇〇四年、二〇〇五年が同じ授業では意味はない。まさに二〇〇五年に生起する行政法現象を「同時進行ドラマ」として追いかけるということが、二〇〇五年に行政法を講義しているという「存在証明」になる。学生諸君にとっても、これら時事事例と向き合うことによって、行政法を身近に感じ、より近付くことになると思われるからである。二〇〇三年から二〇〇五年の時事事例課題は、本論文末尾に別掲した(二〇〇六年一月分を除く三学年度の全課題を収録)ので参照願いたい。

肝心の学生の授業評価であるが、三田の行政法としては二〇〇四年度に初めて実施し、後述の法科大学院同年秋学期とは対照的だったので、結果を鮮明に記憶している(学部に提出し学部全体で製本もされているが、手元フロッピーに残念ながら保存されていない)。

ことに私としては、第1部の時事事例の学生評価が気に掛かるところであったが、受講生の評価は、肯定的である。ただ、要望として、全体講義時間内の時間配分の配慮と、より詳しい事例への説明を求めるものが目についた。

第2部の講義部分は、OHPシートの字が小さいとの苦情、画面の切替えが早くノートをとりづら<sup>(24)</sup>い等の苦情が目につく。教室で強調しているのだが、板書ききの時間ロスを防止すると、口頭説明のみでは分りにくいだろう、というのがOHPシート使用の趣旨であって、決して学生に写しとらせるものではない。OHPシートには、該当する教材の頁数(及び段落又は行数)を、しつこいくらい説明文ごとに必ず記載しており、講義説明及び学生理解のための補助手段として作成しているものである。とはいえ、学生のこの種の苦情は絶えない

ので、最近は、画面の切替えを、幾分手加減してスローにするように心掛けている。

(17) 講義担当開始年度は、岩谷十郎教授作成「法律学科科目担当一覧(未定稿)」(二〇〇一年)による。「行政法講義担当をローテーションを組んで」との金子芳雄先生提案は、ご在職中には実現されず、私は八〇年前後に法律学科『行政法Ⅱ』(救済法)を二年度担当した以外、もっぱら政治学科『行政法Ⅰ』(当時。政治学科『行政法Ⅱ』は存在せず、法律学科『行政法Ⅱ』と共通科目。のちに堀江学部長時代のカリキュラム改訂により、九四年以降、政治学科二年生対象『行政法』四単位に改組)、まれに法律学科『行政法Ⅲ』(各論)であった。

一九九〇年、法律学科『行政法Ⅰ』(総論)を初めて担当。二〇〇四年非常勤講師の磯部哲、二〇〇五年新任(藤原後任)の青木淳一の両名の協力もあり、二〇〇四年『行政法Ⅱ』、二〇〇五年『行政法Ⅰ』、二〇〇六年『行政法Ⅱ』と、ようやく行政法講義担当のローテーションが構築されつつある。

(18) 二〇〇三年以降は、時事事例での検討事例を出題のヒントとしている。二〇〇五年度は、問題に判決文を添付の予定。

(19) 二〇〇三年以降、紙資源節約のためレポート廃止。

(20) 学生はしばしば書いたつもりで書いていないため、二〇〇三年以降、自己点検を兼ね、答案を再現したものの添付を求めている。異議に対しては、丁寧な理由を書面で回答し、それでもなお不満なら、答案現物を見せ解説すると二段構えである。

(21) 一九九一年の司法試験二次試験論文式行政法に「法律による行政の原理と国民の行政に対する信頼保護の必要との相互関係について、具体的な例を挙げて説明せよ」との出題があった。私は、翌九二年(春学期集中講義)に、「本講義では、長年一般の教科書とは異なり『行政統制の法理5』において、この論点は統一的に説明してきている」と学生に自慢した記憶があることからすると、一九八〇年代に固めたものであろう。その後幾つかの教科書でこれと類似の項目立てのものが登場しているため、本講義順序は、次第にユニーク性を喪失しつつある。

(22) 二〇〇三年シラバスでは、「行政の強制装置(行政強制、行政調査)は、「行政の行為形式3」としてではなく「折に触れて言及する」ことにとどめている。

(23) 「行政法Ⅰ」の講義分野は、行政手続法、情報公開法、個人情報保護法等の一般行政法典化の影響もあって、四単位では足りず、せめて六単位にという希望は個人的に持つてはいる。

(24) 私はしばしばエネルギーの欧米の会議・セミナーに参加するが、こうした席で写し出されるOHPやパワーポイント画面は、たとえ欧米語が母国語でも読みとれない(ましてや筆記不能)猛スピードであるのが通例である。

## 五 法科大学院演習

### (1) 行政法科目担当の体験

二〇〇〇年秋の学部長補佐退任、翌二〇〇一年一〇月秋学期研究休暇等も手伝って、法科大学院設立にはいっさい無縁であった。<sup>(25)</sup>二〇〇四年四月法科大学院(法務研究科)開設以来、私は、同年秋学期の「行政法Ⅰ」、二〇〇五年春学期の「行政法Ⅱ」、同年秋学期の「公法総合」と、必修科目でかつクラス指定の「既習者」(Ⅱ法学士)四クラス中二クラス(クラス単位の授業のため、計二コマ。一クラスの学生数は、四五名前後)を担当してきた。この「既習者」概念は曲者である。右記三科目とも前倒して担当クラスの学生に「授業ガイダンス」を実施し、学部時代の「行政法」の履修状況を尋ねることにした。驚くべきことに、行政法既習者は5%未満にとどまる。既に二〇〇二年には新司法試験に「行政法」が復活することが固まっていたし、<sup>(27)</sup>法科大学院入試受験時には、新司法試験「公法系」科目は確定していた。法科大学院入試科目から行政法が外れていても、<sup>(28)</sup>二〇〇四年四月配付のシラバスをみながら、遅くとも「行政法」開講前の同年夏休みに行政法を独習することは十分可能であるし、それくらいの意気込みは不可欠であると考えられる。<sup>(29)</sup>

四クラスの共通シラバスには、三科目とも、単元・項目とならんで行政判例百選(一部・自治百選)の判例が

指定され、共通の指定教科書使用という以外は、授業は各担当者の創意工夫に委ねられている。成績評価は、四クラス統一試験実施（比重は五〇％超）、研究科のガイドラインにしたがい相対評価である（ガイドラインによりA B C Dの各パーセンテージが示されている）。以下は、私が担当した三科目二クラスの概要である。

まず『行政法Ⅰ』（二〇〇四年秋学期）であるが、隣のクラスは「演習」よりも「講義」に近かったと伝え聞く。しかし行政法既習率は低くとも、受講生全員が「法学士」であるからには、修得した現行司法試験科目の憲民刑三科目、商法、民・刑両訴訟法の成果を駆使して独習可能な概説書<sup>(30)</sup>を示しさえすれば、それで十分である。無論疑問点があれば、授業内、授業前後及びオフィスアワーを通じて、担当者に質問可能である（事実授業後に基本事項確認の質問者も存在した）。したがって、法科大学院である以上、基本的に演習形式の授業でなければならぬし、またそれは十分可能なことと考えたのである。

具体的な予告課題（assignment）は、第一部は学部での「行政法」授業の経験を生かした時事事例研究とし、第二部はシラバスにある指定教科書（assignment）において「必読」として該当頁を指示）の単元毎の関連判例百選事例をもとにした設問という、二部構成とした。

第一部で時事事例を取り上げる理由は、学部と共通の教育理念に基づくが、ことに法科大学院であるが故に、卒業後の法曹実務において、新しい紛争事例にかかわり、当該紛争の解決をはかるために、全く新しい判断基準を創造していかねばならない場面に遭遇することが予想され、そのためのトレーニングの素材として、最適だと考えるからである。時事事例は、結果的には「行政法Ⅱ」秋学期の時事事例と同一問題がほとんどであった。

（私の学部授業受講の卒業生が一名にとどまったこともあり）学生は、「これは独禁法じゃないか。行政法の問題か？」等、スタート時は「カルチャー・ショック」を受けたのか、総じて学部生と同レベルの回答しか引き出せなかったのには、正直失望した。しかし慣れるにしたがって、事前調査の内容も分析も、徐々に学部生を上回る

ようになっていった。学期末の授業評価に記載された学生意見によれば、ことに新司法試験のサンプル問題が公表されたこともあって、「時事事例こそ新司法試験論文式対策になる」との目先御利益も含めて「法科大学院らしい授業」「間口の広い」行政法の面白さが分った」と高く評価する声がある反面、プーイングも相当数にのぼった。第二部についての授業評価に記載された学生意見によれば、「双方向授業として成功している」という肯定的評価もある。しかし自分を「初学者」「未習者」という居直り発言は論外として、双方向的 Q & A よりも、より「講義」要素を期待する声が、件数としては多かった。たまたま両クラス別々のコンパに参加した(塾内進学者情報で、アヤヤの「桃色片想い」のリクエストがあり、これに応え披露した)とき、「学生に発言させ放してはなく、正解かどうか明言して欲しい」「講義とまではいわなくても、まとめが欲しい」等の声も聞かされた。

そこで『行政法Ⅱ』(二〇〇五年春学期) 予告課題 (assignment) では、思い切って第一部の時事事例を全面的に中止し、第一部で教科書・逐条書等をもとにしたシラバス指定単元の Q & A、第二部で単元関連事例問題(時事問題が挿入されることも有る)にしてみた。<sup>33)</sup> 学年進級によるクラス替えがあつたが、約半数が同じ顔触れと思われる。学期末の学生からの授業評価は、「行政法Ⅰ」受講時との比較も含めて、「第一部で基礎知識を確認し、かつ第二部が演習的なので、バランスも良く、勉強になった」等、極めて好意的な評価が多かった。私としては、予告課題 (assignment) 作成に丸一日、授業中身準備に丸一日、朝一時限目及び二時限目緊張の連続の本番一コマ九〇分(二コマ連続)という時間と労力をかけているため、好意的評価は嬉しい反面、妥協的カリキュラムとして手放しでは喜べないという面もある。

学部「行政法Ⅱ」では、民事訴訟法との平行受講ということもあり、行政事件訴訟法部分は、民訴の説明も必要で、担当者、学生双方に若干のほどかしさが無いわけではない。その点、法務研究科の「行政法Ⅱ」は、憲法(損失補償)、民法(不法行為法)、民事訴訟法いずれも学部・法務研究科で皆さん学習済みの学生なので、これ

ら関連知識は豊富で、学生が発する質問もかなり高度なものが含まれていた。このため、(いくら学部時代民事訴訟法ゼミとはいいいながら、そろそろ賞味期限切れで?) 授業終了後に、念のため再度文献で調べ、自分の「行政法II」講義ノートに書き留めたことも珍しくなかった。

最後の「公法演習」(二〇〇五年秋学期。春学期とは別の2クラス)は、いやがおうでも本番司法試験「公法系科目」を意識せざるを得ない。プレ・テスト後であったことから、ガイダンスにおける「行政作用法各論から事例問題の素材をとりつつ、当該事例について、行政法「及び憲法」の論点を検討していく」との方針に異論があるはずはなかった。ただ、シラバスで百選事例が掲げられているので、予告課題(assignment)において、全くの白地で問題を作成することができなかった。第一部ではシラバス指定の単元及び百選事例について、教科書・逐条書等をもとにしたQ&A形式、第二部は、その発展事例問題・重要判決のほか、ときにシラバス課題にこだわらぬ重要な最新判決、時事事例等を検討することとした。二クラスを一限目と二限目とに別々に教えたが、一限目後の質問責めで一五分の休憩時間(トイレタイム)がなくなったり、二限目後は昼休みなので時間的制約が少ない(?)ため、三〇分間を超える質問責めも決して珍しくなく、それなりに学生の熱意が感じられた。公法総合は、手本が一切ないものの、いわば私が長年つちかかった事例演習授業の集大成の意味もあった。<sup>34</sup>学期中は法務研究科・法学部・法学研究科とコマ数も多く、その準備も含めて「月月火水木金」の毎日で厳しかったが、幸い、総合演習という性格とプレ・テスト効果もあり、学生の評価も高かったように聞いている。また、「行政法I」の時事事例でとりあげた国賠事件を公法総合で再度取り上げたことがあるが、一年前より格段進歩した発言の学生を発見し、嬉しく思った。さすがに二年目の秋学期になると、学生の全体の学力は数段上がってきているように、教室では感じられた。

(2) 法科大学院授業の在り方

司法制度改革の流れのなかで、従前の「供給者」からの論理ではなく、法曹「利用者」の要望・視点に立った「司法制度」の改革の実現という目標が立てられた、ということ、今一度思い起こすべきである。そうした新しい司法制度に対する質・量(人数)ともに揃った人材を養成するというのが、法科大学院の出発点である。ところが、現実の法科大学院が、従前の学部・法学研究科の教育から右の意味での新たなニーズに対応する教育へ「コペルニクスの転回」を遂げたかどうかは、全く未知数という状況にある。

ことに残念なのは、学生がとかく短絡的に司法試験を余りに強く意識し、一部人気科目を除いて発展科目を履修する心の「ゆとり」を失い、ご他聞に漏れず私の「エネルギー法」も履修者ゼロである。いわんや、学部ゼミで体験済みの読書会等の時間的・精神的「ゆとり」も欠落している。むしろ「あれもこれも」という過大な要求を避けねばならないとしても、果たしてこのような状況で世間に対して「一回きりの司法試験で法曹を選抜しない、『プロセス』としての『法曹教育』」というふうには、胸を張っていえるだろうか。ましてや、「人格教育」、「法曹の国際競争力」という視点も、はるか彼方の状況ではなからうか。法科大学院の時間割りは、旧態依然とした縦割り・縄張り主義的科目が幅を利かせており、これらは明らかに「供給サイド」の論理による科目編成で、決して法曹「利用者」を意識していないという証左でもある。目先の新司法試験の勝敗に一喜一憂せず「日本発のアイヴィーリーグ(Ivy League)を凌駕する法科大学院」を目標に、カリキュラムの外面だけではなく、教育方法、学生の学習方法等、一層の「内面の充実」を望みたいものである。

(25) 私は法科大学院専任を依頼されたが、二〇〇三年一月時点で判明した伝統的「教授会自治」からかけ離れた法務研究科のガバナンスに違和感と危機意識をもち、学部専任にとどまった。

- (26) 他大学には、既習・未習を各科目ごとに(学力試験を含み)判定するところがあり、それが筋と思われる。
- (27) 本稿四、で引用の二〇〇二年四月の学部「行政法」シラバス参照。
- (28) 新司法試験科目から逆算すれば当然のことであるが、他大学には、行政法を入試科目に加えているところがある。
- (29) シラバスでは、植村栄治『行政法教室』(有斐閣)が指定教科書、行政判例百選が演習課題であった。
- (30) 担当クラスでは副教材として、宇賀克也『行政法概説Ⅰ』(有斐閣)、塩野宏『行政法Ⅰ』(有斐閣)を挙げた。
- (31) 匿名で行われる授業評価には、「気品の泉源」である慶應義塾にふさわしくない悪意に満ちたものが紛れ込む危険性が皆無ではない。私が担当した(一九七七年度?)「法学」について、何の事実確認も反論取材もないままに、学生からの名誉毀損的意見をそっくりそのまま掲載した学生新聞がある。その点、学部及び法務研究科の授業評価は、担当者コメントを付すことが許される。二〇〇四年秋学期の「行政法Ⅰ」の場合、審議会のパブリック・コメント結果公表の「戴いた意見」「考え方」の対比表を意識して、授業批判の意見に対してはとくに丁寧なため、一クラス九千字前後という長文になった。それ以降、過激表現の批判は、かなり姿を消している。
- (32) 週刊時事事例を与えられる学部生、講義抜きで事例課題を与えられる学部ゼミ生との対比においても、「甘え」の感を否めない。
- (33) 授業評価への藤原コメント「4. 来セマスターの対応」において、次のように述べた。  
 「来学期の『行政法Ⅱ』における路線変更として、①(新司法試験論文式サンプル問題とのギャップが気になるもの)禁欲的に時事事例を秋学期の総合演習までひとまず中止する、②演習重視の姿勢は守りつつも、教科書のエッセンスの確認的内容等の講義的要素を付加すること、の二つを検討してみたい」。
- 担当者の信念・教育理念に反する事柄は別として、授業評価の結果を受けて、何等かの「改善(カイゼン)」がみられなければ、授業評価実施は無意味であろう。
- (34) 「行政法Ⅰ」(二〇〇四年秋学期)への授業評価で、辞任要求が二通あった。以下はそれに対する担当者コメントである。
- 「担当者としては、学部授業準備に丸一日、法科大学院授業に丸一日、出講日三日プラス学外審議会・研究会でセメスター中は研究時間の余裕なく『月月火水木金金』の毎日である。法科大学院出講免除になれば『渡りに船』であ

る。『行政法Ⅱ』は……人材は多いが、他方「公法総合」をソクラテック・メソッドでやったり『時事事例研究』をこなせる人材は極めて限られている。私が法科大学院担当から外れば、……他大学が……拍手喝采・歓喜の声を上げること必至だろう。

## 六 新司法試験

記述の順序が逆のような気もするが、まず二〇〇五年夏実施のプレ・テスト公法系科目第二問について一言す(35)ると、法科大学院学生に目標を示す意味で誠に有意義であった。ただし事実関係の記述や参照法令・条例は長たらしいが、設問は単純過ぎて、私の学部学年末試験より易しい(?)くらいに思えたので一ひねり欲しいと思う。模擬問題として、担当クラスのみの出題例を添付する。

ところで本論に戻り、社会は一体「法曹」に何を求めているのか? 「高度専門職業人としての法曹」は、具体的にどのようなイメージか? この点を正しく認識しない限り、「あるべき司法試験」(36)も議論できないはずである。私見によれば、法曹は、「問題解決(ソリューション)ビジネス」の一つに位置付けられる。ここでいう「解決(ソリューション)」には、起こった紛争の事後処理だけではなく、予防法学的、紛争事前予防的な場面での法曹の活動も含まれる。敢えてここで「一つ」というのは、事案によっては法曹だけではなく他の専門職の手を借りる必要があるという意味と、法曹の手による法的解決のみが唯一の紛争解決とは限らないということから、控え目な意味である。

そうだとすると、実際に生起する問題・事案が、科目別・単元別のはずはなく、現実の「生活事実関係」「企業法務」では、民事・刑事すら混在していることは、いうまでもないだろう(守秘義務上具体的には書けないが、

刑事弁護受任の**はずが**、依頼人の民事関係を含むトータル**の法律関係に巻き込まれることすら皆無ではない**。したがって、本稿五、(2)で述べた法科大学院における科目縦割りの演習であるとか、ここでの話題の「科目縦割りの司法試験」は、早急に改善の余地がある。早い話、「行政法」を憲法とのみセットにした「公法系科目」に閉じ込めてしまうと、次のような良問が消え去ってしまう。

たとえば、(学部・法務研究科で本稿別添第1の時事事例二〇〇五年一〇月三二日号で取り上げた)民事仮処分申請事件の「諫早干拓訴訟」は、公害等調整委員会の原因裁定や行政事件訴訟の模索という意味からは興味深い事案であるが、選択科目「環境法」ならともかく、これらを「公法系科目」として問うことにはおそらく抵抗感があり、出題範囲からはみ出しかねない。また、本稿一、の日弁連法務研究財団シンポで大橋教授が例示した最近の建築強度偽装事件(Ⅱ学部・法務研究科で時事事例で検討)も、民事法との接点も多い話題ではあるが、これも「公法系科目」としては、出題しにくい。

科目名を決めたばかりで本番未実施の段階での注文は酷に聞こえるかも知れないが、むしろ初期段階だからこそ、こうした民事法との接点や、事案によっては刑事法との接点の出題も、多いに推奨したのである。むしろ公・民・刑三分野ともに必修科目なので、いずれの科目として出題しても自由である。

要は、科目固定的に考えない弾力的運用によって、法科大学院の卒業生の「到達点」を示すという副次的役割を期待したい。

(35) プレテスト公法系第二問は、社会保障法の履修者を除いては、学生には馴染みなき法典に圧倒されたと聞く。しかし事案は「官から民へ」という最近の流れのなかで、行政法・地方自治法の世界では常識問題である。いかに世のなかの動きにアンテナを張り巡らしているか、いかに法典検索に手慣れているかも問われるのである。

(36) 人格・教養面は当然の必須要件ながら、試験による判定に馴染みにくいため、本稿での論点外とする。

## 七 むすび

法科大学院を設置しているか否かとは無関係に、「法科大学院の登場で、法学部の運命はどうなるのか?」という不安の声が、大学人から再び漏れ始めた。ロー・スクール構想論議の初期段階における法学部廃止論ないし教養学部化論<sup>(37)</sup>の蒸し返しの気配すら皆無ではない。私は学部長補佐時代、「目先の利害を超えて明日の日本のためになるロー・スクール構想を提言・議論することが、即、明日の慶應義塾の存在証明になる」という信念のもと、「第三の開国に向けてゼロからの出発」としてのロー・スクールを、選択肢としては「パイロット大学院<sup>(38)</sup>としてまず立ち上げるべきではないかとも提唱した。そして学部の法学専門教育、ひいては法学部存置論に立ち、学部専門教育の改革、すなわち私が試みたような演習の重視と歩調をあわせてこそ、ロー・スクールの教育内容が構築されるとも論じた<sup>(40)</sup>。本稿では後者ロー・スクールでの教育論の繰り返しを避けるが、この見解は正しかつたと自認している。

「行政法」に話を移すと、関係者の多大の努力により、必修の司法試験科目として復活したこと自体、歓迎すべきことである。ただ、科目セクシヨナリズムに陥ることは、望ましくないと考える。

もともと行政法学の研究対象はあらゆる（行政内部関係を含む）行政をとりまく法律関係にあることは、論をまたない。換言すれば、「行政」が（最低限）一方の登場人物であるときは当然として、行政が直接登場人物でない私人間の法律関係・紛争においても、「行政」をこれに引きずり込むことすらある。そういう意味で、実に関口の広い学問である。行政手続法、情報公開法等の行政法一般法典がまだ少ないことから、学生としては何か

とつつきにくい科目に思える。学生の反応は、「自由裁量」「公定力」といった行政に便利なテクニカル・タームを鵜呑みにする者、逆に全ての行政法現象を民事法原理で割り切る者、何かデモニツシユな領域のような恐怖感を抱く者等、様々である。私は、行政法の原点として、山田幸男先生がかつて主唱されたように、「行政法は、『民事法に対する補充性・補完性と異質性』という二重の性格を持つもの」<sup>(41)</sup>ということを再確認すべきと考えている。この意味から、行政法は総合法律科目ということが出来る。

本稿で新たに提唱したいのは、教育効果からみた法学部あるいは法科大学院における行政法教育内容の「簡素化」と「再編成」(スクラップ&ビルト)というリストラクチャリングの必要性である。

従前の行政法総論授業は「行政行為形式論」に偏重していた。このことが「行政法嫌い」を加速させていたといっても過言ではない。現時点では、徐々に脱皮しつつある。「行政行為論」は、いわば最小限の約束事にとどめ、「行政統制論」、わけても裁量統制、行政手続法、情報公開・個人情報保護法に重点をおくことで十分である。行政救済法のうち(狭義の補償法を置いて)「国家賠償法」は、民法不法行為と合体科目で十分である。「行政事件訴訟法」は、(教育・研究ともに)余りに「訴訟要件」論にエネルギーを費やし過ぎた。行政事件訴訟法改正もあり、「訴訟類型論」中心で良からう。

むしろ体系の成熟度が低いとして安楽死したかのように見える「行政」「作用」法各論教育の復権(リヴァイバル)こそが鍵である。たとえ「非体系的」と非難されようとも、ことに学生にとつては、事例研究との距離感を詰める意味でも、また行政法現象をより身近に感じさせざる意味でも、いわば「行政法」百貨店の「案内係」としても有用ではなからうか。法科大学院における司法試験対策につながるという副産物も確実に期待出来るよう。

最後に、法曹界に関して述べておきたい。狭義の「行政事件」でなくとも、交渉相手が行政というだけで尻込みする法曹がいると耳にすることがある。せつかく法科大学院で行政法を必修科目化したのだから、今後は法曹

実務で「行政アレルギー」や「行政法アレルギー」を払拭して欲しいものである。法曹は、十一月の日弁連法務研究財団シンポジウムで指摘されたように、審議会、審査会（行政ADR）等への関与がたかまりつつある。それら低額とはいえ有償の行為だけではなく、見落とせない弁護士へのニーズは、地元自治体との、訴訟とまでいえない日常的な交渉事等にも存在する。というのは、既述のように相手が行政というだけで尻込みの弁護士が多いということ以前に、町内会や住民にとっては、お上との交渉は難儀であるし、かといって弁護士を有償で雇う経済的状况にはなかなかないからである。この意味で、無償又は著しく低廉な対価による市民の行政との交渉事への関与を、各弁護士会が所属弁護士に要求する国選・当番弁護等の「公益的活動」の認定対象に加えるべきではなからうか。

- (37) 各論者の論点を整理した藤原・前掲註(1)・六七頁「表」及び七〇頁以下参照。
- (38) 藤原・同右・九四頁、同・前掲註(3)及び註(4)参照。
- (39) 藤原・前掲註(1)・七二頁参照。
- (40) 藤原・同右・七五頁以下参照。
- (41) 山田幸男「行政法の市民法に対する異質性と補完性」法律時報三六卷一二号二五頁(一九六四年)。山田先生の右のキーワードは、行政法理論の体系化という観点も重視されての提唱であった。

## 別添1

学部「行政法」授業での「週刊時事事例」課題

〔凡例〕 ①学生への予告掲示（遅くとも授業一週間前）の再録であり、課題予告時点から授業当日に至る状況・文献の変化は織込まれていない。また授業中に時として用いた説明用OHPシートはここでは省略した。

②二〇〇三及び二〇〇五学年度は「行政法Ⅰ（総論）」、二〇〇四学年度は「行政法Ⅱ（救済法）」で、時事事例課題は、これら講義内容とは無関係に設定されている。

③授業時間九〇分のうち、冒頭一〇ないし一五分を時事事例研究に充て、残りの時間でOHPシートを用いての通常の講義を行う。講義においても、適宜学生の発言を求められている。

④冒頭の時事事例研究は、予習した学生の発言を促す意味で、発言者に一授業当り三点「平常点」を認定し、学年末試験の素点に、六〇点を上限に加点している。後半講義部分の発言も、同様に扱っている。

二〇〇三年五月七日号

〔1〕健康増進法施行と「分煙」／「禁煙」

〔関連記事〕五月一日付日本経済新聞一七面

〔2〕SARS感染の疑いのある者及びその者と接触した者を、潜伏期間隔離・（強制入院）させることは、適法か？

〔関連記事〕五月二日付日本経済新聞三面、三日付同紙

三面

〔3〕大震災の確率の高い東海・東南海・南海地域で地震が起きたとき、予め策定した被害想定にもとづいて、地域発生直後に、自衛隊を派遣することは適法か？

〔関連記事〕五月五日付日本経済新聞三四面

二〇〇三年五月一四日号

〔1〕「港湾内・国有林・国立公園風力発電に開放」

（?）

Q：新エネルギーと環境との調和

〔関連記事〕五月九日付日本経済新聞夕刊一面

〔参考1〕風力発電について

「導入進む風力発電」月刊エネルギー二〇〇二年七月号、NEDO『新エネルギーガイドブック入門編』（NEDO Website からダウンロード可）

〔参考2〕電気事業者による新エネルギー等の利用に関



〔出典〕五月三十一付日経夕刊一一面、六月一日付日経一面（時評）

2 栃木県、SARS伝播地域からの宿泊客に「健康状態確認書」

〔出典〕五月三十一付Nikkei Net

3 SARS、「新感染症」から「指定感染症」へ

〔出典〕五月三十一付日経三九面

(2) トラフグ廃棄費用の公費負担、県が断念

〔出典〕五月三〇日付長崎新聞 Web News

(3) 浮島丸訴訟控訴審判決

〔出典〕五月三〇日付日経夕刊一、一九面

(4) 「学校リサイクルに規制の壁」ことに補助金（国

庫負担金）返還問題

〔出典〕六月一日付日経一五面（Sunday Nikkei）

(5) 「電柱関連申請放置。町職員、北電社員との口論

根に持ち

〔出典〕六月一日付 北海道新聞 Web トップニュース

(6) 「東北新幹線仙台・白石蔵王周辺、橋脚九〇本補

強未着手

〔出典〕五月三十一日付 河北新報 Web News

(7) 住基ネットをめぐる動き

「長野県審議会：住基ネット離脱を」

〔出典〕五月二十九日付日経三八面

「都、中野・杉並・国立市に参加勧告」

〔出典〕五月三〇日付日経夕刊一九面

(8) 「明治以来の初の民間信書配達…名古屋」

〔出典〕六月三日付 中日新聞 Web News, 「Private

Mail Delivery Kicks Off」, The Japan Times, June 3,

2003 at 1

(6) 「NTT」接続料上げ決定不透明…新電電が提訴

検討」

〔出典〕六月三日付日経一三面（時間の関係で本問題の

検討は次回にまわす予定）

二〇〇三年六月一日号

(1) 「弘前市に企業提出の」給与書類路上に散乱。一

般ゴミで焼却前」

〔出典〕六月五日付 河北新報 Web News

(2) 『住基ネット』をめぐる動き（先週持ち越し課題）

Q：今第一五六国会で個人情報保護関連五法が成立したことによって、住基ネットの問題点は解消したか？

①総務省「首長判断認めず」六月六日付日本経済新聞三八面 [Website] 『総務省』↓大臣会見&『住基ネット』

『住民基本台帳ネットワークシステム全国センター』HP

②長野県審議会 「住基ネット離脱を」五月二十九日付日本経済新聞三八面

〔Web site〕『長野県』↓「第六回本人確認情報保護審査会」

③「都、中野・杉並・国立市に参加勧告」五月三〇日付日本経済新聞夕刊一九面

〔Web site〕『東京都』↓五月三〇日付報道発表資料

(3) 「行政訴訟の請求範囲拡大へ…司法制度改革推進本部」

〔出典〕六月八日付 日本経済新聞 三八面

Q：行政事件訴訟法の改正が、行政法基礎理論にどのような影響をもたらすか？

〔例〕法律・条例・政省令等の立法過程

〔例〕裁量統制論

〔Web site〕①『首相官邸』↓司法制度改革推進本部↓「行政訴訟検討会」

②『日本弁護士連合会』↓「委員会」『行政訴訟改革等検討会』

二〇〇三年六月一八日号…時事事例休載

個人情報保護条例のもとでの若干の事例研究

〔事例1〕指導要録 開示請求

〔事例2〕「体罰」事故報告書 訂正請求

〔事例3〕調査書（内申書）開示請求

〔事例4〕町田市いじめ自殺作文開示請求事件

〔事例5〕体罰教師（学校長）への処分書

〔事例6〕住民基本台帳大量閲覧 中止請求事件

〔参考文献〕兼子仁ら編『情報公開審査会等答申事例集』（加除式、ぎょうせい）、兼子仁・早川昌秀『学校の情報公開』（九八年、ぎょうせい）

二〇〇三年七月二日号

(1) 「転入届不受理訴訟・自治体側の敗訴確定」

〔出典〕六月二六日付 日本経済新聞 夕刊 二二面

Q：①そもそも転入届に「不受理」行為が存在し得るか？

②転入届不受理によって申請者が蒙る不利益は何か？

③自治体に転入届不受理以外の有効な選択肢はあるか？

〔Web site〕『最高裁判所』↓六月二六日第一小法廷判決

(2) 「厚生年金払い過ぎ七〇〇〇件」

決

決

決

決

決

決

決

決

〔出典〕 六月二七日付 日本経済新聞 一、四三面  
Q：①過誤払い受給者は、民法の「善意の不当利得」者か？

②過誤払い分の返還請求の消滅時効は？

③ 過誤払い分と今後の支給との「相殺」は適法か？

二〇〇三年一〇月八日号

「用地収用の執行停止を決定…圏央道めぐる東京地決平成一五年一〇月三日」

〔出典〕 一〇月三日付 サンケイWEB

二〇〇三年一〇月二九日号

「大手ドラッグストア…医薬品、深夜に販売へTV電話を活用…厚労省容認方針を受け検討」

〔出典〕 一〇月二四日付日本経済新聞一面

二〇〇三年一月五日号

「地下室マンション建設、横浜市が「条例で」規制へ」

〔出典〕 一〇月三〇日付日本経済新聞三九、四三三面

〔資料〕 ①「斜面地を利用した地下室マンションに係る暫定指導指針」 [www.city.yokohama.jp/me/ken/land-guid/index.html](http://www.city.yokohama.jp/me/ken/land-guid/index.html)

②一〇月二六日付横浜市地下室マンション研究会報告書

[www.city.yokohama.jp/me/ken/syamen/kenkyu/teigen.html](http://www.city.yokohama.jp/me/ken/syamen/kenkyu/teigen.html)

二〇〇三年一月二日号

軽井沢町…別荘所有者らの脱マンション建築協定

〔出典〕 一月三日付日本経済新聞二二面

二〇〇三年一月一九日号

食糧費支出相手方氏名…民間人は非公開、公務員は開示、最（三小）判平成一五年一月一日

〔出典〕 一月一日付日本経済新聞夕刊一九面

\*最高裁HPからダウンロード可能。

二〇〇三年二月三日号

足利銀行の一時国有化決定

論点1…国（機構）がゼロ円での株式の取得

論点2…自治体も増資にに応じていた↓住民…「税金返し

」

〔出典〕 一月三〇日付日本経済新聞一、三、三九面

二〇〇三年二月一〇日号

Watchdog cracks down on NTT East

〔出典〕 一月五日付 The Japan Times 一二面

〔Website〕 ①公正取引委員会HP ↓ 一月四日付報道

資料

② 同上 一〇月二八日付『独占禁止法研究会報告書』第二部「独占・寡占規制の見直し」

③ 総務省HP ↓ 報道資料 (一二月二日)

二〇〇三年一二月一七日号

大阪市・青空カラオケ撤去最期通告

〔出典〕 一二月八日付、日本経済新聞夕刊一九面

Q1.. 屋台側のとり得る救済手段

Q2.. これまで営業を黙認してきた事実の評価

Q3.. 屋台と公園との平和共存の途はないか?

二〇〇四年一月七日号

「小田急線高架訴訟住民側が逆転敗訴」、東京高判平成一

五年一二月一八日

〔出典〕 一二月一八日付 日本経済新聞夕刊一、一九面

論点1.. 沿道整備事業内の不動産権利者の原告適格の有

無

論点2.. 事業認可の違法性の有無

二〇〇四年一月一四日号

「徳山ダム訴訟・原告側控訴」

〔出典〕 一月七日付東京新聞ウェブサイトに

〔参照〕 岐阜地判平成一五年一二月二六日

① 土地収用法の事業認定&収用裁決取消請求

② 岐阜県に対する公金支出差止め請求

論点1.. 事業認定の適法性.. 治水効果、環境への影響等

論点2.. 公金 (建設負担金) 支出の適法性.. 水需要予測

の合理性等

二〇〇四年一月二二日号 (一六月一一日号 (3)) の再検

討)

司法制度改革推進本部行政訴訟検討会「行政訴訟制度の

見直しのための考え方」(平成一六年一月六日)

〔出典〕 一月七日付日本経済新聞三八面

〔Web site〕 首相官邸 ↓ 司法制度改革推進本部 ↓ 検討

会 ↓ 行政訴訟検討会

問題設定.. 行訴法改正は、行政法理論にどのような影響

を与えるか?

二〇〇四年四月一九日号

「四月一四日、外務省..イラクへの渡航延期(渡航中止)

及びイラクからの退避勧告」

〔出典〕 外務省HP ↓ 「海外安全ホームページ」

〔関連〕 外務省HP ↓ 「四月一二日外務事務次官会見記

録」

Q1.. 渡航延期勧告・退避勧告の旅行者・滞在者等への

拘束力

Q 2 .. 勧告よりも強力な手段として何が考えられるか？  
立法論を含めて論ぜよ。

Q 3 .. 勧告に意図的に従わない者に対しても国は保護責任を負うか？

二〇〇四年四月二六日号

「筑豊じん肺訴訟・・国の敗訴確定へ。最高裁、弁論開かず」

〔出典〕 四月二〇日付日本経済新聞二〇面

Q 1 .. 上告審の判断をおおぐことができるのは、どのような場合か？

Q 2 .. 最高裁が口頭弁論を開くのは、どのような場合か？

Q 3 .. 藤田宙靖裁判長は、「行政権の権限の不行使に基づく損害賠償」について、どのような学説か？

二〇〇四年五月一〇、一七日号（帯状疱疹のため）休刊  
二〇〇四年五月二四日号

「深夜の薬販売そろり始動」

〔出典〕 五月二日付日本経済新聞九面

Q 1 .. 医薬品の対面販売を原則とする趣旨は？

Q 2 .. 「TV電話方式解禁」と上述の趣旨との整合性は？

Q 3 .. 「TV電話」解禁に付された諸制約の評価。

Q 4 .. 薬局での医薬品販売のあるべき方式は？

〔関連1〕 「大手ドラッグストア 医薬品、深夜に販売へ」二〇〇三年一〇月二四日付、日本経済新聞一面

〔関連2〕 「ドラッグストア薬剤師大量採用」二〇〇四年五月一五日付、日本経済新聞夕刊一面

〔関連3〕 五月一六日付、日本経済新聞二六面「内外時評」

二〇〇四年五月三一日号

「中国人強制連行損害賠償請求事件・・福岡高判平成一六年五月二四日」

〔出典〕 五月二四日付日本経済新聞夕刊一、一五面

Q 1 .. 憲法一七条は確認規定か創設規定か？

Q 2 .. 判旨が「国家無答責」を否定したのは、妥当か？

Q 3 .. 本件への民法七二四条の適用は？

Q 4 .. 国と三井鉱山との間に、「共同不法行為」が成立するか？

Q 5 .. 損害賠償請求を退けた本判決の「結論」は妥当か？

Q 6 .. 本件の上告又は上告受理申立は、民訴法で認められるか？

二〇〇四年六月七日号

「産業廃棄物焼却規制を緩和」

〔出典〕 五月二十七日付日本経済新聞夕刊一面

Q 1…ダイオキシン規制の現状（根拠法令、汚染状況）。

Q 2…不法投棄抑制策として、「焼却の緩和」は有効か？

Q 3…「規制値は「現行のまま」据え置いたままで焼却を緩和する……」という今回の提案の是非。

二〇〇四年六月一四日号

「市民オンブズマン…捜査報償金『偽名領収書』開示請求」

〔出典〕 六月七日付日本経済新聞夕刊一五面

Q 1…情報公開条例上、「捜査報償費」領収書の非公開は適法か？

Q 2…「捜査報償費」を捜査関係警察官の捜査終了「慰労会」費用に充てる（流用する）ことは適法か？

Q 3…上記慰労会に、当該事件捜査協力市民が同席ならどうか？

Q 4…市民オンブズマンの捜査報償費『偽名領収書』の公開請求は情報公開条例上、認められるべきか？

二〇〇四年六月二二日号

「多国籍軍への自衛隊参加…一八日閣議決定へ」

〔出典〕 六月一三日付日本経済新聞二面

Q 1…法形式として、イラク特別措置法の「政令」改正によって、多国籍軍参加が可能か？（同法二一条参照）

Q 2…自衛隊の多国籍軍「参加（join）」に際して、活動目的、任務、武器使用等に条件を付すことは可能か？（同法一、二一条等参照）

Q 3…自衛隊の多国籍軍「参加」に際して、自衛隊の指揮権は、誰が掌握するのか？

Q 4…自衛隊の多国籍軍「参加」に際して、活動地域の限定は可能か（法二条三項参照）

二〇〇四年六月二八日号

「鳥インフルエンザ、A社長罪状認める」

〔出典〕 六月一八日付日本経済新聞夕刊一面

Q 1…「届出義務」（家畜伝染病予防法一三条一項）は、違反への罰則（同法六四条二号）のみで、積極的に届け出を促すシステムになっていない、という批判を、どう考えるか？

Q 2…本年の法改正によって、上記論点に変化がみられるか？ 衆議院で否決された『修正案』と比較せよ。

〔関連 Web site〕 「京都新聞」 ↓ 「鳥インフルエンザ関

連」、衆議院HP↓「第一五九回国会・議案」

二〇〇四年七月五日号

「中国EEZ境界近くでガス田開発」

【出典】六月一九日付日本経済新聞二面、同紙二四日付  
五面、二三日付け『The Japan Times』一二面

Q1…『排他的経済水域』(EEZ)日中両国の対立点  
は何か？

Q2…EEZ内ガス田採掘のわが国の根拠国内法は何  
か？

Q3…A社のEEZ内ガス田試掘申請に対し、日中間の  
EEZ境界未確定を理由に試掘申請を拒否することは、適  
法か？

Q4…中国側の採掘が、仮にわが国EEZ内のガス田に  
到達したとみられるときに、当該資源の帰属はどうなる  
か？

【参考文献】 芹田健太郎『日本の領土』（中央公論新社、  
二〇〇二年）

二〇〇四年七月一二日号

(1) 「年金改革法条文ミス…上乗せ支給の根拠消える」

【出典】六月二三日付asahi.com及び二四日付日本経  
済新聞二面

Q1…国会通過の条文のまま、老齢厚生年金の上乗せ  
支給が可能か？

Q2…仮に運用で乗り切れないと考えるときに、「官報」  
に正誤表を掲載することで対処可能か？

(2) 田中康夫知事の選挙人名簿…泰阜村の登録誤り  
【出典】六月二四日付け日本経済新聞夕刊二二面、二五

日付、信濃毎日HP及び『長野市』HP

Q1…長野市の有権者が泰阜村選挙管理委員会を被告に、  
提訴可能か？

Q2…長野地判平成一六年六月二四日によってもなお、  
知事が泰阜村で投票できるか？

Q3…長野市が田中知事を被告に「住民基本台帳法三三  
条二項に基づく住所決定の取消し」と「田中氏の住所が長  
野市にあると認めること」を求めて六月二三日に訴訟に及  
んだ。上記請求は認められるか？

(3) 「緊急停止命令、公取委申し立て…『有線プロ  
ド』問題」

【出典】七月一日付け日本経済新聞四三面及び「公正取  
引委員会」HP(六月三〇日付報道資料)

Q1…裁判所の「緊急停止命令」(独禁法六七条)の要  
件は何か？

Q 2…本件は、上記要件を充足すると考えられるか？

Q 3…市場占有率八割の A 社が、競争事業者 B 社の価格引下げに対抗し、B 社の顧客だけに料金割引等を提供する場合も独禁法違反か？ B 社の顧客に限定しない料金割引等の場合は、結論が異なるか？

二〇〇四年九月二十七日号

春学期の国賠法の復習を兼ねた関連する裁判例

Q 1…「土地収用法の事業認定時に、当該事業が『営造物』の設置・管理の瑕疵をもたらしそうなとき、これに事業認定することは違法か？

〔参考判例〕 東京地判平成一六年四月二二日（判例自治二五三号六八頁）

二〇〇四年一〇月四日号

「ヤマトが郵政公社提訴」

〔出典〕 九月二十九日付日本経済新聞一、三面

Q 1…「ゆうパック」のロッソンでの取扱い開始について『不公正な取引方法』が存在したといえるか？

Q 2…「ゆうパック」新割引は『不公正な取引方法』に該当するか？ 大臣への届出によって独禁法の問題は生じないか？

Q 3…本件訴えは「郵政民営化」の文脈でどう評価され

るか？

二〇〇四年一〇月一八日号

「独禁法、課徴金上げ…大企業一〇%、中小四%に」

〔出典〕 一〇月六日付日本経済新聞三面

Q 1…『課徴金』と独禁法上の『罰則』とは『二重処罰』であり、憲法三一条違反である」との見解は、正当か？

Q 2…「審判手続きにおける審判官（裁判官役）と審査官（検察官役）とが、ともに公正取引委員会の職員というのは、手続きとしての公正さが保てない」との批判は、正当か？

〔関連 Web site〕 『公正取引委員会』HP、経団連HP

〔参考文献〕 独禁法改正問題について、昨春秋以降、『公正取引』、『NBL』、『ジュリスト』等に多くの文献。

二〇〇四年一〇月二五日号

(1) ソフトバンク、総務省提訴

〔出典〕 一〇月一四日付日本経済新聞一三面。

Q 1…上記新聞記事によれば、原告は「新規参入希望の有無を確認しないまま「電波」割当て方針案を決めるのは、電波法の免許付与手続きに違反」と主張する。この主張は正当か。

Q2..原告の提起した「割当て実施の差止め請求」は、行政事件訴訟法上「無名抗告訴訟」として適法か？ 改正行政事件訴訟法のもとでは、どうか？

Q3..原告が、すでに携帯電話参入のために免許申請をしている場合と、そうでない場合とは、Q2の結論が異なるか？

「ニュースその後」ソフトバンク、携帯八〇〇メガヘルツ帯免許申請（二月四日付日本経済新聞一面、同日付電気新聞四面）

(2) 「水保病関西訴訟」最（二小）判平成一六年一月十五日

「出典」一〇月一日付日本経済新聞三五面、一六日付同紙一、三八、三九面

Q1..工場排水に対する国の規制権限不行使（損害賠償）責任を肯定した本件判旨は正当か？

Q2..熊本県はどういう「規制権限」の不行使責任が問われたのか？ 県の責任を肯定した本件判旨は、正当か？

Q3..「国民保護義務に照らし、魚を食べないように強く行政指導すべき」との阿部泰隆教授コメント（一六日付日本経済新聞三九面）は、正当か？

Q4..（国は否定的見解であるが）本件判決によって、

従来の公害病患者「認定基準」そのものを改めるべきか？

二〇〇四年一月一日号

「米国产牛肉、月齢判別年内に結論」日米、早期輸入再開で合意」

「出典」一〇月二四日付日本経済新聞一、三面

Q1..日本国内の新基準決着前に「日米合意」したことは正当か？

Q2..米国牛について「月齢二〇か月以下の牛を検査対象から外す」ことに問題はないか？ 客観的に「月齢」を判別可能か？

Q3..日本国内で「月齢二〇か月以下の牛を検査対象から外すが、全頭検査を継続する自治体には国が補助する」との構想は、正当か？

Q4..日米合意に基づく輸入再開につき、消費者「団体」が「差止め」訴訟を提起するとき、誰を被告にどのような請求をすべきか？ 改正行政事件訴訟法のもとでどのような行政訴訟が考えられるか？

二〇〇四年一月八日号

「N T T接続料上げ抑制」加入権料の廃止も容認」

「出典」一〇月二〇日付日本経済新聞五面、総務省HPから答申ダウンロード可能。

「平成一七年度以降の N T T 接続料算定の在り方」を審議した情報通信審議会は、施設負担金について「段階的」廃止も選択肢」と答申した。「施設負担金が廃止又は段階的値下げがあった場合、国民の財産を無価値にするだけでなく全国に何千もの電話加入権取扱業者が壊滅状態」との声がある。

Q 1…いわゆる「電話加入権」は、法律上どのような権利か？

Q 2…N T T が答申を受けて施設負担金を段階的に廃止したと仮定する。

①加入者又は電話加入権取扱業者が、N T T に対して損害賠償を請求したとき、この請求は認められるべきか？

②同様に国を被告に損害賠償を請求したときはどうか？

二〇〇四年一月一五号

「東京国立市のマンション、一部撤去取消し…東京高判平成一六年一〇月二七日」

【出典】一〇月二七日付日本経済新聞夕刊一、二三面

【参考】本件原審につき環境百選六八事件、自治百選三九事件

Q…原審判決と本件控訴審判決とを比較し、いずれが正当か？

二〇〇四年二月六日号

「小田急線高架化沿線住民が、許可手続き等差止め提訴」

請求 1…工事の完成検査で合格処分を出さないこと

請求 2…運行計画の変更届けを受理しないこと

【出典】一月五日付毎日新聞二六面、同日付東京新聞二八面

Q 1…本件 2 請求に、改正行訴訟法のもとで原告適格が認められるか？

Q 2…本件 2 請求は、改正行訴訟法のもとで「適法」な訴えか？

Q 3…本件 2 請求は、本案として認められる（11 請求認容）か？

【参考】従前の小田急高架化訴訟につき環境百選三三三事件

二〇〇四年二月一日号（補講）

「もんじゅ訴訟、国の上告受理…設置許可無効判決見直しも」

【出典】二月二日付 asahi.com

【原審判決】名古屋高裁金沢支部判平成一五年一月二七日（判例時報一八一八号三頁）。重判平成一五行 2 事件、

環境百選八七事件及び引用文献参照。

論点1…瑕疵の明白性は「無効」要件か？

論点2…裁量統制の在り方…伊方原発最判（『行政法判例百選』八三事件）と原審判決とは、どう違うか？

二〇〇四年一月一三日号

「逆特区」申請…タクシー台数制限…また杜の都騒がしく」

〔出典〕 一月一七日付産経新聞二九面

Q1…なぜ道路運送法はタクシーの需給調整条項を廃止したのか？ Q2…新聞報道にあるように、構造改革特別区域法にもとづく「逆特区」として仙台市域でタクシーの需給調整をおこなうことは可能か？

Q3…上述の「逆特区」方式とは別に、そもそも道路運送法上、需給調整の手段は一切存在しなくなったか？

二〇〇四年一月二〇日号

「カイレ訴訟、国の敗訴確定…最（三小）判平成一六年一月一四日」

〔出典〕 一月一五日付日本経済新聞四二面

〔参考〕 原審のうち東京高判（江見判決）について重判平一五年行3事件

Q1…最高裁が「上告受理申立て」を認めなかったのは、何故か？

Q2…原審（ことに東京高裁）が本件「公表」の必要性を認めながら、結果として国の損害賠償責任を肯定したのとはどのような論理からか？

Q3…仮に本件「公表」を違法と判断したとしても、大臣の公表行為に「故意過失」がないと判断できないか？

二〇〇五年一月一日号

「核燃サイクル機構の文書開示訴訟差し戻し審…名古屋地判 平成一六年一月一七日」

〔出典〕 一月一八日付日本経済新聞社会面

Q…鴨川ダムサイト事件最高裁判決（行政判例百選三八事件）及び愛威川ダム事件最高裁判決（同七九頁解説参照）と、本件判旨とを比較しつつ、本件判旨を論じなさい。

〔関連 Web site〕 原告側…「放射能のゴミはいらない。市民ネット・岐阜」、被告側…「核燃料サイクル開発機構」

〔当時〕

二〇〇五年四月二五日号

「国籍法規定は違憲…東京地判平成一七年四月一三日」

〔出典〕 四月一四日付日本経済新聞一、四三三面

“Court Hits Nationality Law Restrictions” The Japan Times, Apr. 14, 2005 at 2

Q1…下記の『古典的見解』の当否。

「国籍取得・帰化要件は憲法一〇条で法律の専権事項でありその運用も『絶対的自由裁量』で、いずれも司法審査に親しまない。国籍の認定（準正による国籍取得）は権利ではなく恩恵的なものである」

Q 2・・認知が出生前か出生後かで国籍取得に差異を設けることは違憲か？

Q 3・・出生後の認知において、親が①法律婚のとき、②事実婚のとき、③認知のみの3事例（＝認知なきときは当初から除外）で国籍取得に差異を設けていることは、憲法一四条違反か？

Q 4・・本件事実関係は、「事実婚」と認定できる事案か？

二〇〇五年五月二日号

「NTTへの「接続料」認可〔は〕適法・東京地判平成一七年四月二日」

〔出典〕 四月二三日付日本経済新聞三八面

“Court Throws Out Carrier’s Suit Over NTT Price Hike” The Japan Times, Apr 23, 2005 at 8

Q 1・・NTTの接続料とは何か？ 算定方法は？（電気通信事業法三三条、一六九条参照）

Q 2・・今回の約款認可に際して、原告らに「意見聴取を

行わなかった」ことにより、本件認可は違法か？

Q 3・・認可された接続料により「不当な取引制限」（独占禁止法二条六項、三条以下）に該当するか？

Q 4・・NTT東西両社が同一の接続料なのは、違法か？  
二〇〇五年五月九日号

「裁判外で公費返還、弁護士費用請求認めず・・最（三小）判平成一七年四月二六日」

〔出典〕 四月二六日付日本経済新聞夕刊二〇面

Q 1・・地方自治法二四二条の二第一二項が、原告勝訴のときに自治体に対する弁護士費用の支払請求を認めている趣旨は？

Q 2・・訴訟外の事案解決は「勝訴」に該当しないとの本件判旨の結論は妥当か？

二〇〇五年五月一六日号

「JR事故、運転再開に条件・・新ATTS整備後」

〔出典〕 五月三日付及び四日付日本経済新聞一面

Q 1・・事故後の当該区間「運転再開」の手順について、鉄道事業法、鉄道営業法等に何らかの規定があるか？

Q 2・・大臣が、新ATTS設置を運転再開の条件にすることは、正当か？

Q 3・・過去に大臣が、福知山線のラッシュ時の過密ダイ

ヤの変更(解消)法を指示することは、鉄道事業法上可能であったか？

Q 4.. 福知山線のラッシュ時の過密ダイヤの変更(解消)を今回の運転再開の条件にすることは、正当か？

二〇〇五年五月二三日号

「住基台帳の閲覧制限.. 政府、改正案提出を検討」

〔出典〕 五月一二日付日本経済新聞三八面

Q 1.. 住民基本台帳の閲覧を認める一一条の趣旨は何か？

Q 2.. 個人情報保護法のもとで住民基本台帳閲覧は、相矛盾する制度か？

Q 3.. 利用目的を学術用、政府統計用等に閲覧を限定する(II営利的等を除外する)法改正(または個別条例対応)は、正当か？

Q 4.. 利用目的が何であれ、個人が予め(大量)閲覧への情報提供を拒否することを保障すべきか？

〔参考〕 ①教科書(大橋)一一二頁コラム

②川崎市個人情報保護審査会答申・諮問七〇号、  
<http://www.city.kawasaki.jp/16/16gyozyo/home/kojin/foushin-kojin-itiran.htm>

③「住基台帳閲覧制限広がる」二〇〇三年五月一三日付

日本経済新聞夕刊一五面  
二〇〇五年五月三〇日号

「首相『人事の力』誇示.. 郵政幹部を更迭、民営化へ決意」

〔出典〕 五月一四日付日本経済新聞二面

Q 1.. 内閣の基本政策(法執行ではなく立法過程)への協力度を尺度にして、現職の省庁局長クラスの特定期人について降格(II国家公務員法上の「降任」を)させることは、公務員の「身分保障」及び「政治的中立性」の確保に抵触するか？

Q 2.. 内閣の基本政策(法執行ではなく立法過程)への協力度を尺度にして、現職の省庁局長クラスの特定期人について、今回のように同格の職へ異動させるときは、『Q 1』とは結論が異なるか？

Q 3.. 省庁の局長クラス以上(II事務次官を含む)の人事は、「政治的任命」にすべきであるとの提案(たとえば経済同友会)は正当か？

〔関連〕 郵政民営化について藤原・法学研究七七卷一二号二九七、三一七―三二〇頁  
二〇〇五年六月六日号

「在米被爆者訴訟、広島市が控訴.. 国の意向に逆らえず」

〔出典〕 五月二一日付日本経済新聞三八面

Q1…「法定受託事務」とは何か？ また、国の「法定受託事務」の執行（又は不執行）について認められる自治体への関与の仕方に、どのようなものがあるか？

Q2…「国」は、敗訴した広島市側が控訴するか否かについて、本件が「法定受託事務」であることを理由に控訴を「指導」できるか？

Q3…被爆者援護法に基づく「健康管理手当」「葬祭料」等の支給の際、申請者の日本居住又は「来日」を要件とすることは「無効」との本件判旨は、正当か？

二〇〇五年六月一三日号

「もんじゅ」行政訴訟最高裁判決…最（一小）判平成一七年五月三〇日（予定）

〔出典〕 五月三二日付各紙報道見込み

〔参考〕 五月二九日付日本経済新聞三八面、五月三〇日付電気新聞一面。藤原・原子力 eye 二〇〇五年五月号は、受講生に複写配付。

Q1…判旨は、従来の通説・判例にしたがい、本件原子炉設置許可処分「無効」の要件に「明白性」を要求したか？

Q2…判旨は、原子炉設置許可の適法性の司法審査につ

いて、伊方判決の考え方を軌道修正又は補足説明したか？

Q3…判旨は、ナトリウム漏洩事件等の本件設置処分後の「新知見」によって、本件設置許可の安全性がゆらいだとしたか？

二〇〇五年六月二〇日号

「住基ネット訴訟、二つの下級審判決」

(1) 金沢地判平成一七年五月三〇日

(2) 名古屋地判平成一七年五月三一日

〔出典〕 五月三〇日付各紙夕刊、六月一日付各紙朝刊。

Q1…住民基本台帳ネットワークは「人格権」、「プライバシーの権利」（自己情報コントロール権）を侵害するものか？

Q2…原告の本人確認情報の削除請求を認容した上記金沢地判の判旨は正当か？

Q3…上記金沢地判、名古屋地判いずれも原告の損害賠償（慰謝料）請求を棄却しているが、両判決の判旨に差異があるか？

〔関連 Web site〕

①講義の際にも言及した『総務省HP』↓「住民基本台帳ネットワーク」

②「住基ネット・希望選択制を求める金沢市民の会」

<http://juki.popolito.org/>

二〇〇五年六月二七日号

「情報公開義務、請求対象外も…最（三小）判平成一七年六月一四日」

〔出典〕 六月一四日付日本経済新聞夕刊一九面、最高裁HPから本判決文ダウンロード可

Q1…「情報公開請求対象情報とそれ以外の情報とが混じった『合算情報』について、次の各見解の当否を検討せよ。

①当該文書全体が（一体として）情報公開対象公文書に該当しない

②請求対象部分のみを切り出し、対象公文書となる

③当該文書全体が（一体として）対象公文書である

Q2…本件（最判）判旨は、正当か？

\*残り講義時間が乏しいので、本号を春学期の最終号とする。

二〇〇五年一〇月三日号

「在外投票の制限違憲」

〔出典〕 九月一五日付日本経済新聞一、三、四二、四三  
面、判決文は最高裁HPから、ダウンロード可

Q1…原告らの提起した訴えはどのようなもので、それ

らは適法か？

Q2…両院の比例区に制限する規定は、違憲か？

Q3…仮に違憲と判断したときに、原告らに損害賠償請求が認められるべきか？

Q4…本判決を受けて法改正するとして、実務上対応可能か？（選挙区の特定は？ 候補者の政見の周知方法は？）

二〇〇五年一〇月一七日号（海外出張のため検討割愛）

「首相の靖国神社参拝違憲…大阪高判平成一七年九月三〇日

〔出典〕 九月三〇日付日本経済新聞夕刊一、二二、二三

面

Q1…本件判旨は、どのような理由で内閣総理大臣の「参拝」を「職務行為」（公的行為）と認定したのか？ その判断は正当か？

Q2…本件判旨は、どのような理由で「参拝」を違憲と認定したのか？ その判断は正当か？

Q3…本件判旨の論法に従えば、どのような参拝なら違憲でないか？

Q4…本件判旨が原告らの損害賠償請求を退けたのは、正当か？

Q 5・・本件判旨は、最高裁判例と矛盾する可能性を秘めたものか？

二〇〇五年一〇月三十一日号

「諫早干拓工事続行が確定・・最(三小) 決平成一七年九月三〇日」

〔出典〕 一〇月一日付日本経済新聞四三面

Q 1・・そもそも「諫早干拓工事」は何を目的にする工事か？

Q 2・・申立人ら(漁業権者)が蒙ると主張する『損害』は何か？

Q 3・・申立人らは、『干拓工事』差止めのため、どの程度の立証(疎明)を求められるか？

Q 4・・本件事案において「公害等調整委員会」は、その役割を果し得たか？

Q 5・・申立人らに、行政事件訴訟法上の救済の途はあるか？

二〇〇五年一月七日号

「静岡県都市計画変更違法・・東京高判平成一七年一〇月二〇日」

〔出典〕 一〇月二一日付日本経済新聞四二面

Q 1・・原告らは、本件都市計画変更(決定)時点で、計

画変更取消訴訟を提起し争っていないとしても、建築不許可の段階で、建築不許可取消訴訟において、本件都市計画変更の違法性を攻撃できるか？

Q 2・・本件判旨が、本件都市計画変更決定を違法と判断したのは、正当か？

二〇〇五年一月一四日号(ネタ切れで休刊)

二〇〇五年一月二六日号(補講1限目)

「ハンセン氏病台湾訴訟控訴へ」

〔出典〕 一一月八日付日本経済新聞一六面

Q 1・・台湾訴訟(原告勝訴)と韓国訴訟(原告敗訴)とで結論が異なったのは何故か？ またそれは正当か？

Q 2・・国が、両事例の救済の枠組みづくりを検討するとしながら台湾訴訟について控訴したのは、行政の決定として正当か？

二〇〇五年一月二六日号(補講2限目)

「新型インフルエンザ対策・タミフル備蓄」

〔出典〕 一一月一四日付日本経済新聞七面、同日付同紙

夕刊一六面

Q・・タミフルに「幻覚」等の副作用が報じられている折に、新型インフルエンザ対策としてタミフルの備蓄を進めるのは正当か？

二〇〇五年一月二八日号

「対震強度偽造事件」

〔出典〕 十一月八日付日本経済新聞一、一七面、二〇日付 同紙三九面等

Q1…該当マンションの居住者に優先的公営住宅入居を認めるのは、正当か？

Q2…該当ホテルの経営者の「営業利益」は、損害賠償対象になるか？

Q3…該当建築物の権利者は、誰を相手に損害賠償請求可能か？

Q4…「今回の事案は『民でやれることは民で』という思想の破綻を示すものである」（建築基準法六条の二参照）という命題は、正当か？

二〇〇五年一月二五日号

「全国知事会、生活保護協議打ち切りで報告事務停止へ」

〔出典〕 十一月二五日付日本経済新聞Webサイト」

Q1…生活保護における「国庫負担金」の割合はどの程度か？

Q2…「報告停止」により、国にどのような支障が生じるか？

Q3…知事会は、仮に国が国庫負担金廃止（又は削減）

を強行するならば、来年四月以降、新規の生活保護に関する事務は国が直接実施すべきであると、主張している。仮に自治体が、これら事務をも返上したときに、国として、引き続き自治体を実施させる方策はあるのか？

二〇〇五年一月二日号

「図書廃棄、市に賠償命令。差戻後控訴審…東京高判平成十七年一月二四日」

〔出典〕 十一月二五日付日本経済新聞四三面

〔参照〕 最（一小）判平一七年七月一四日（最高裁HPから入手可能）

Q1…原告等は、廃棄された自己の著作物を収蔵・閲覧に供することを訴求できるか？ 当該著作物が絶版等で新刊本を入手できないときには、結論が異なるか？

Q2…職員の寄付により再度収蔵された一〇三冊について、侵害行為は解消されたと見ることができるか？

Q3…入手困難な四冊について、同一著者の別著作物を「代替図書」として職員が寄付した行為は、法的にどのような評価可能か？

Q4…「人格的利益」侵害として不法行為を認定した最判及び本件判旨は、正当か？

二〇〇五年一月一九日号

「横浜教科書検定訴訟判決・最(一)小」判平成一七年一月一日」

【出典】「Top court lets text screening stand 一二月二日付 The Japan Times 一面(最高裁HPから入手可能)」

Q1…現行教科書検定は、「表現の自由」「教育の自由」侵害で違憲か？

Q2…現行教科書検定手続は、「適正手続(憲法三一条)」違反で違憲か？

Q3…原告は、行政事件訴訟法上、本件「検定意見通知」を直接争い得るか？

Q4…本件検定審議会の判断過程に違法があり、それに基づく大臣の本件「検定意見通知」が、裁量権の範囲を逸脱して「違法」か？

Q5…本件原告に国家賠償請求が認められるべきか？

## 別添2

### 法務研究科試験問題例 (藤原・出題)

I 二〇〇五年七月 『行政法II』

【注意事項】 制限時間60分間。

「つぎの架空事例のもとで、下記設問に答えなさい。」

東京都港区六本木の学校法人Y大学(以下「Y」という)は、六本木校舎の「先端工学研究所」に試験研究用の高速増殖炉(以下「本件原子炉」という)の建設を計画し、地元説明会をおこなったうえで、文部科学大臣(以下「大臣」という)に上記原子炉の設置許可を申請した。大臣は、平成一八年三月三十一日(金)、これを許可した(以下「本件許可処分」という)。都内在住・在勤・在学等のX<sub>1</sub>ないしX<sub>6</sub>は、本件許可処分の取消訴訟を提起しようとした。弁護士間の意見や路線の対立から原告弁護団の人選に手間取った。また、ブレーンである反原発科学者が同年九月十五日迄留学そのち国際学会出席で帰国が九月末日であった。これらの事情から、X<sub>1</sub>ら(以下「原告ら」という)が東京地裁に訴状を提出したのは(連休後の)同年一〇月一〇日

(火)であった(以下「本件取消訴訟」)。原告らは同日、本件許可処分が無効確認訴訟(以下「本件無効確認訴訟」とYを被告に原子炉建設差止め訴訟(以下「本件民事訴訟」)をもあわせて提起した。

本件訴訟係属中に経営状況が思わしくなく、Yは「先端工学研究所」をそっくり京都の学校法人Z大学(以下「Z」という)に譲渡したうえで、民事再生手続に入った。

問1 以下の者に本件取消訴訟・無効確認訴訟の原告適格が認められるか?

X<sub>1</sub> 品川区在住

X<sub>2</sub> 千代田区在住、神奈川県小田原市在住

X<sub>3</sub> 新宿区在住、群馬県高崎市在住

X<sub>4</sub> 文京区在住、千葉県成田市在住

X<sub>5</sub> 札幌市在住、単身赴任で週末さいたま市の自宅に帰

宅

X<sub>6</sub> 毎週末高速バスで上京し、六本木、お台場等を散策、

奈良県在住

問2 本件取消訴訟は、出訴期間を徒過した不適法なものか?

問3 原告らは本件取消訴訟・無効確認訴訟において、

①本件原子炉はプルトニウム利用により「平和の目的以外に利用されないこと」とはいえない、②Yは民事再生手続に入っており、「経理的基礎」を充足しない、との二点を、本件許可処分の違法/無効原因として攻撃できるか?

問4 原告らが「現在の法律関係に関する訴え」である本件民事訴訟で「目的を達成」できるから、本件無効確認訴訟は不適法か?

問5 原告らは大臣が本件許可処分の際に審査に用いたY申請書類の全てについて、文書提出命令を申請した。被告大臣が、Yと他研究機関・原子炉機器メーカーとの秘密保持契約の対象となっている関係書類について、その提出を拒めるか?

問6 Zが本件取消訴訟・無効確認訴訟に参加し、一番で原告が勝訴し、国とZの双方が控訴したとする。国が控訴を取下げたとき、Zの控訴の効力も失われるか?

問7 本件訴訟係属中に本件原子炉が完成し運転を開始した。高速増殖炉の安全性に関する新知見が得られたため、原告ら(II申請人)は国を相手どって「本件設置許可の取消または変更処分をせよ」との「仮の義務付け」を申請した。この申請は認められ得るか?

〔添付参照条文〕 原子炉等規制法(抄録)

II 二〇〇六年一月『公法総合』

☆答案作成制限時間は一二〇分間。

【問1】 〈2設問。各10点〉

名古屋高判平成一七年一〇月二六日〔資料1〕は、授業で検討した名古屋デザイン博住民訴訟事件の最(三小)判平成一六年七月一三日による差戻し後控訴審判決である。

(1) 差戻し後控訴審判決(以下、本判決)が、市と協会との関係について、被控訴人主張(H P 版四四〜四五頁)の「請負的な関係」ではなく、控訴人主張(H P 版三三〜三七頁)の「準委任的な関係」と判示した(H P 版二一〜二三頁)のは、正当か？

(2) 仮に本件で「準委任的な関係」が認められるとしても、本件購入契約の締結に裁量権の逸脱、濫用が認められるとの被控訴人の主張(H P 版四五〜四七頁)を退けた本判決(H P 版二五〜二八頁)は、正当か？

【問2】 〈5設問。各10点〉

二〇〇五年一二月、忘年会で、A(弁護士)、B(医師)、C(会社員)三名が話し込んだ。

B: 最近個人情報保護がいわれってきたが、プライバシーがないかと思うほど、自宅宛のダイレクト・メールやマ

ンションなどのセールス電話の大洪水だ。くつろいでいるときのセールス電話なんかで誰が話に乗るもんか。開業医なら電話帳に載せているのでやむを得ないだろうが、県立病院勤めの我々の自宅は、ごく限られた者しか電話を知らない筈だが……。

C: うちもBほどではないが、子供に、やれ節句だ、やれ成人式晴れ着だ、やれ結婚相談所だど、やたらダイレクト・メールが届くね。住民票の閲覧のせいかな？

A: 総務省が「住民基本台帳の閲覧制度のあり方に関する検討会」というのをつくって、報告書を出した「資料2」。来年には法改正と聞いている。

B: 早い話、沢尻エリカ好演の「1リットルの涙」の主人公に、成人式晴れ着や結婚相談所のダイレクト・メールが届く場面なんて、親の立場としてはある意味考えたくないね。

C: 横浜市は、閲覧はいいが、「書き写すな」と言い出したそう。

B: でもどうやって監視するんだ？ 携帯電話からでも写せる時代だぞ！ そんな小手先ではなく、「本人以外は一切閲覧させない」のが本筋じゃないか。

C: 世論調査や学術研究用にデータをとりたい、という

ときの妨げになっても困る。

B…世論調査なんかもととあてにならないし、電話番号無作為抽出でも同じことだろう？ 選挙に関する学術研究なら、むしろ有権者しか載せていない選挙人名簿の閲覧で十分じゃないか？

A…いや、住民基本台帳の閲覧を残して、選挙人名簿の閲覧をなくす議論もあるんだ。

C…むしろ逆だよ。変な投票人がいるかないか、選挙人名簿の閲覧でチェックできるのでなきゃ。

A…ところで君達、「住基ネット」のカード作ったかい？

B…もともと「住基ネット」反対だから、つながついてないよ。

A…そうか、Bは杉並だったな。そういえば杉並区は横浜方式をやるうとしたら、東京都が、全員分をつながないというので、訴訟を起こしているそうだ「資料3」。

C…もつと根本的に「住基ネット」けしからん、憲法違反という訴訟もあるんだろ。

A…うん。慰謝料は別として、金沢では勝訴判決だ。でも何を根拠にどういう訴えを起こすか自体、結構難しいよな。

B…そいつは面白そうだ。もうじき病院も辞めて公務員でなくなるから、いっちょようA先生を弁護士にお願いして、冥土のみやげに「住基ネット訴訟」を起こすか(笑)。

C…横浜市民で、非通知(非接続)にしなかったけど、大丈夫だろう。仲間に入れてよね(笑)。

〔問2〕 設問(3)〜(7)+(8・番外)

(3) 住民基本台帳の閲覧制度のあり方に関する検討会報告書「資料2」は、閲覧を認める例として、報告書五頁において、a及びbの二カテゴリーを述べている。これら二カテゴリーを例外扱いするのは、正当と考えられるか？

(4) 二〇〇四(平成一六)年八月二四日に杉並区が東京都を被告に提起した「受信義務」確認訴訟(「資料3」)について、原告主張(訴状二一〜二四頁)のように、被告である東京都に「受信義務」が存在するか？

(5) 横浜方式(訴状一四〜一六頁)のもとで市設定の期限内に「非通知希望」の意思表示をしなかったCは、「個人情報保護法制定後の種々の個人情報漏洩事件によって住民基本台帳ネットワークの個人情報保護システムも信用できない」として、現時点で「住民基本台帳ネットワーク」への自己情報の削除及び提供禁止を求め提訴したいと考えている。Cは誰を被告に、提訴すればよいか？(訴状

四頁「(2) 基本的な仕組み」参照)。またそれは、民事訴訟か行政事件訴訟か?

(6) 上記訴訟において、Cは実体権として、(憲法上の権利を含む)どのような権利を根拠にすることが考えられるか?

(7) Cは、行政機関の保有する個人情報保護法上の「利用停止請求」によって、住民基本台帳ネットワークへの自己情報提供の停止を求め得るか?

(8) 番外編：時間の余った人に限り解答のこと

『住民基本台帳法』一条一項を削除し、閲覧禁止原則を採用するとする。(小問3の結論と切離し) 小問3提示の上記a及びbについては例外的に閲覧を認める方針が固まったとする。上記B医師の批判を考慮しつつ、「但書き」的に、どのような条文化が正当か、改正条文の文案を示しなさい。

[添付資料]

資料1 名古屋高判平成一七年一〇月二六日

資料2 総務省「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会」答申

資料3 二〇〇四年八月二四日付東京地裁宛て訴状

資料4 関連法令 いずれも抄録

A 住民基本台帳法

B 行政機関個人情報保護法

C 公職選挙法

(二〇〇五年十二月脱稿)